

土壌汚染対策法施行規則等の一部改正に対する意見の募集 (パブリックコメント) の結果について

I 概要

「土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案の概要」、「汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令案の概要」及び「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令案の概要」について、以下のとおり意見の募集を行いました。

- ・意見募集期間 : 平成30年11月1日(木)～平成30年11月30日(金)
- ・告知方法 : 電子政府の総合窓口(e-Gov)、環境省ホームページに掲載、報道発表、資料の配布
- ・意見提出方法 : 郵送、ファックス又は電子メールのいずれか

II 意見の提出状況

- ・意見提出者数 : 75 団体・個人

	意見提出者数(団体・個人)
事業者団体	5
民間事業者	25
地方自治体	17
市民団体・その他の団体	0
個人	19
匿名	9
合計	75

*記載されていた所属を基に分類を行ったものであり、個人の意見か組織の意見かは明らかではない。

- ・意見ののべ総数 : 457 件

(その他に本意見募集とは関係のない御意見(3件)の提出がありました。)

Ⅲ 意見の分類

土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）

項目	意見数
1. 土壤汚染状況調査の方法	
（1）調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等	53
（2）試料採取等を行う区画の選定	19
（3）人為等に由来する汚染のおそれがあると認められる場合の調査	13
（4）自然に由来する汚染のおそれがある場合の調査	16
（5）公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地における土地の調査	5
（6）法第 3 条調査（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査）	69
（7）法第 4 条調査（土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合）	62
（8）法第 5 条調査（土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査）	0
2. 区域の指定等	
（1）要措置区域	38
（2）形質変更時要届出区域（臨海部特例区域を除く。）	26
（3）臨海部特例区域（形質変更時要届出区域であって、法第 12 条第 1 項第 1 号の確認を受けた土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針の確認に係る土地の区域）	23
（4）指定の申請	2
（5）台帳	7
3. 汚染土壤の搬出等に関する規制	
（1）認定調査	26
（2）汚染土壤の搬出	29
（3）自然由来等形質変更時要届出区域間の移動等	17
4. 経過措置	7
5. その他の事項	5

汚染土壤処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号）

項目	意見数
1. 自然由来・埋立柱材由来基準不適合土壤の取扱い	
（1）汚染土壤処理施設の種類【処理業省令第 1 条関係】	4
（2）汚染土壤処理業の許可の申請【処理業省令第 2 条関係】	6
（3）汚染土壤処理業の許可の申請書の記載事項【処理業省令第 3 条関係】	0

(4) 汚染土壌処理業の許可の基準【処理業省令第4条関係】	3
(5) 汚染土壌の処理に関する基準【処理業省令第5条関係】	2
(6) 届出を要する汚染土壌処理業に係る変更【処理業省令第10条関係】	0
(7) 許可の取消し等の場合の措置義務【処理業省令第13条関係】	4
(8) 汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受の承認の申請【処理業省令第14条関係】	1
(9) 汚染土壌処理業に係る法人の合併又は分割の承認の申請【処理業省令第15条関係】	0
(10) 汚染土壌処理業に係る相続の承認の申請【処理業省令第16条関係】	0
(11) その他の事項	2

土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環境省令第23号）

項目	意見数
1. 指定調査機関の技術的能力	
(1) 業務規程の記載事項【指定省令第19条関係】	1
(2) 経過措置	0

その他

項目	意見数
その他（誤字・脱字を含む）・不明	4
他法令に関する意見	5
個別の案件に関する意見	8

土壤汚染対策法施行規則等の一部改正に対する意見募集の実施結果

土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）

1. 土壤汚染状況調査の方法

（1）調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等

意見の概要	件数	意見に対する考え方
水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく有害物質使用特定施設の定期点検の記録の保存期間（3 年）を過ぎたことから、記録を破棄した場合においては、これまでどおりの汚染のおそれの区分となるのか。	4	地歴調査において、水質汚濁防止法第 14 条第 5 項の規定による点検が適切に行われることにより、試料採取等対象物質を含む水が地下へ浸透したおそれがないことが確認されている旨の情報その他の情報により、基準不適合土壤が存在するおそれがないと判断されない場合は、「汚染のおそれがない土地」とはいえないこととなります。
事業者の水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設の定期点検の記録から指定調査機関が「汚染のおそれがない土地」と判断した場合であっても、調査結果を審査する自治体が把握したこれまでの立入検査結果等の情報から地下浸透防止措置が不適切であるという記録があれば、調査結果について土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）による改正後の土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 3 条第 4 項の是正命令の対象となるか。	1	御意見のとおりですが、調査実施者が地歴調査時に資料等調査や有害物質使用特定施設設置者等からの聴取調査等によってそのような情報を把握しておくことが望ましいと考えます。
有害物質使用特定施設設置事業者による水質汚濁防止法の構造基準、定期点検の遵守と土壤汚染状況調査時の汚染のおそれの区分の判断の活用の観点から、第三者機関が水質汚濁防止法の構造基準、定期点検、点検結果を定期的に確認し、認証し、認証記録を残す仕組みが必要と考える。	1	土壤汚染状況調査時の汚染のおそれの区分の判断においては、調査実施者が地歴調査時に資料等調査や有害物質使用特定施設設置者等からの聴取調査等によって必要な情報を把握するべきものと考えます。
水質汚濁防止法に基づく点検により、試料採取等対象物質を含む水が地下へ浸透したおそれがないことが確認されている場合、地下浸透防止措置が講じられた範囲は、汚染のない土地として取り扱うとされているが、「指定調査機関が行った地歴調査により把握した情報」とすべき。	3	法第 3 条第 1 項の規定により、土壤汚染状況調査において地歴調査や汚染のおそれの分類は現行においても調査実施者（指定調査機関）が実施することとなっており、今後も変更はないため、案文のとおりといたします。
試料採取等対象物質を含む水が地下へ浸透したおそれがないことが確認されて	5	

<p>いる場合とは、何をもって浸透したおそれがないとして評価し、汚染のおそれがない土地の該当性を判断するのか。</p>		
<p>水質汚濁防止法の基準に適合する地下浸透防止措置が講じられた有害物質使用特定施設の範囲を「汚染のおそれがない土地」として扱うことについて、調査結果報告書に水質汚濁防止法の規定による点検及び試料採取等対象物質を含む水が地下へ浸透したおそれがないことを明らかにする書類として、水質汚濁防止法に基づく点検記録等の添付を規定することが適当と考えるがいかがか。</p>	2	<p>汚染のおそれの分類は、調査実施者が地歴調査の過程で点検記録等の資料等調査の他、聴取調査や現地踏査の結果を踏まえ行うものと考えられます。水質汚濁防止法に基づく点検記録等については、地歴調査の取りまとめの中で把握されるものであると考えます。</p>
<p>水質汚濁防止法第14条第5項における点検記録の確認について、指定調査機関のなかには施設の構造には詳しくないものも少なくないと思われる。よって、点検記録の確認について、講習の実施やマニュアルの作成を行うべきではないか。</p>	1	<p>御意見については、今後の制度運用の改善の検討の際の参考とさせていただきます。</p>
<p>水質汚濁防止法上、構造基準及び定期点検に関し、「同等以上の効果を有する措置」が取られている場合にはどのように取り扱うか。水質汚濁防止法の地下水汚染未然防止マニュアル等の内容と関連付けて考え方を示していただきたい。</p>	1	<p>地下浸透防止措置が講じられた範囲については、水質汚濁防止法第12条の4に規定された、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第8条の3から7に定められた基準を遵守している範囲が該当するため、御意見の「同等以上の効果を有する措置」が取られている場合は該当しないこととなります。一方、指定調査機関による地歴調査において、定期点検記録等の資料等調査、現地調査、有害物質使用特定施設設置者等への聴取調査等により、水質汚濁防止法第14条第5項の規定による点検が適切に行われている施設と同等程度以上の点検等により試料採取等対象物質を含む水が地下へ浸透したおそれがないことが確認されたものとして「汚染のおそれがない土地」に分類したものについて、都道府県知事が当該分類が妥当であると判断したものについては、「汚染のおそれがない土地」とすることは考えられます。</p>
<p>水質汚濁防止法の構造基準、点検を遵守していたとしても、100%地下浸透を防止できるわけではないと思慮される。II. 1. (1) ③にある「試料採取等対象物質</p>	2	<p>環境省が自治体にアンケート調査を実施した結果、水質汚濁防止法に基づく地下浸透防止措置がされた施設に係る土地における土壤汚染状況調査7件において基</p>

<p>を含む水が地下へ浸透したおそれがないことが確認されている場合」とは、土壤調査なしになにをもって地下へ浸透したおそれを判断するのか。リスクの高低による土壤汚染状況調査であるため、この規定の見直すべきである。また、この規則第3条関係で構造基準、点検を遵守していたことによるこれまでの土壤汚染状況調査の結果概要（汚染の有無）を示されたい。</p>	<p>準不適合が確認された事例はありませんでした。これを踏まえ、同法に基づく構造基準を順守し、定期的に点検を行った結果、漏えい等の事故の記録等がなければ、地下浸透防止措置がされた施設に係る土地において土壤汚染が存在する蓋然性は、試料採取等を求める程度には高くないものと判断し、このような規定としました。</p>
<p>過去に土壤汚染状況調査を行った土地で再度土壤汚染状況調査を実施する際に過去に試料採取等を実施した特定有害物質の分解生成物で、当該調査で試料採取等の対象としなかったものについては、地歴調査で汚染のおそれが多いと区別されるか。</p>	<p>1</p> <p>過去の土壤汚染状況調査において試料採取等の対象とした特定有害物質の分解生成物について、当該調査で試料採取等の対象としなかった場合、過去と同じ土壤汚染状況調査の対象地内の土地で新たな調査契機における土壤汚染状況調査を実施する際には、当該分解生成物は試料採取等の対象とすることが適当であり、御意見の分解生成物に係る汚染のおそれの区分については、当該土壤汚染状況調査の地歴調査に基づき判断するものと考えます。</p>
<p>ジクロロメタンについての、調査の対象とする考え方や、区域指定解除後の土地における汚染のおそれの有無等の判断は、平成28年4月15日付け環水大土発1604151号に中にある、クロロエチレンに関する扱いと同様と考えてよいか。具体的な運用は、早期に発出されたい。</p>	<p>5</p> <p>ジクロロメタンは現行の土壤汚染対策法においても特定有害物質であることから、クロロエチレンを特定有害物質に追加した際の取り扱いと同じではありませんが、例えば過去の土壤汚染状況調査において四塩化炭素を試料採取等の対象としたが、ジクロロメタンを対象としていない場合において、過去と同じ土壤汚染状況調査の対象地内の土地で新たな調査契機における土壤汚染状況調査を実施する際には、ジクロロメタンは試料採取等の対象とすることが適当と考えます。</p>
<p>四塩化炭素からジクロロメタンへの中間生成物であるクロロホルムは今回の改正に併せて土壤環境基準を設定し、法の特定有害物質に規定しなくてよいのか。</p>	<p>2</p> <p>特定有害物質は、既往の知見や関連する諸基準を踏まえて規定されるものであり、今回四塩化炭素の分解生成物としてジクロロメタンを規定したこともって新規に中間生成物であるクロロホルムを特定有害物質に追加するものではありません。</p>
<p>クロロホルムの使用履歴があった場合には、調査義務は発生するのか。</p>	<p>3</p> <p>クロロホルムは法の特定有害物質ではないため、使用が廃止された施設においてクロロホルムを使用等していたことをもって、法第3条第1項の調査義務が発生することはありません。一方、地歴調査の過程でクロロホルムの埋設等、使用等、貯蔵等の履歴が確認された場合にはジクロロ</p>

		メタンについて試料採取等対象物質となる場合があると考えます。
都道府県等は、四塩化炭素からジクロロメタンに分解する中間体であるクロロホルムの使用等の履歴がある場合、ジクロロメタンの調査命令を発出することは可能か。	1	クロロホルムについては法の特定有害物質ではないため、当該物質の使用等の履歴を把握する必要はありませんが、使用等の履歴が確認され、ジクロロメタンの汚染のおそれがある場合には調査命令が発出されることはありえます。
水質汚濁防止法第5条第3項で規定する有害物質貯蔵指定施設についても、構造基準が適合していること等を確認できれば、汚染のおそれがない土地として扱うべきではないか。	1	有害物質貯蔵指定施設に係る取り扱いについては、今後通知等でお示しします。
使用した試薬については、市販品であれば製造元とロット番号、自家で調整した場合はその旨を報告書に記載すべきではないか。	1	使用した試薬に係る情報を報告書に記載する必要は必ずしもないと考えます。
土壤汚染状況調査の報告書の様式に、検液の作成方法等といった調査に実際に用いた方法を明確に記載すべきではないか。	1	改正法の施行後は、改正された方法に基づいて実施されるものであり、必ずしも明記する必要はないと考えます。
地下浸透防止措置が講じられた有害物質使用特定施設本体や付帯配管等の直下を汚染のおそれがない土地として扱うことが可能であれば、本体や付帯配管等に近接する土地についてもおそれがない土地として扱うこととなるのか。	1	地下浸透防止措置が講じられていない土地の範囲は、地歴調査の結果を踏まえ現行と同様な汚染のおそれの分類をすることとなります。
平成23年以降に設置された地下浸透防止措置を設置した有害物質特定施設に係る汚染のおそれがないと認められる土地、少ないと認められる土地、比較的多いと認められる土地全て隣接している場所で、汚染のおそれのない土地の部分で土地の形質の変更を行う。これらが同一の単位区画内に入る場合は、汚染のおそれはどう考えるべきか。	1	土地の形質の変更を契機とした、法第3条第7項、法第4条第1項の土地の形質の変更における土壤汚染状況調査の対象地は、現行どおり土地の形質の変更の範囲内となります。
平成23年土壤汚染対策法の改正後に設置された工場であり、すべての有害物質使用特定施設が構造基準に適合しており、かつ有害物質の地下浸透のおそれがないことが確認されている場合、当該特定施設以外で使用等が行われていない当該有害物質については工場の敷地全てが汚染のおそれがない土地として取り扱うことができるか。それとも、構造基準が適用されていない事業の用に供する敷地部	2	地下浸透防止措置が講じられた範囲以外の土地における土壤汚染のおそれの分類には現行どおりです。

<p>分は、汚染のおそれが少ない土地のままか。</p>		
<p>四塩化炭素に限らず特定有害物質の分解経路等に対する基礎的な研究を国が中心となって進めるべきではないか。</p>	1	<p>御意見については、今後の制度検討の際の参考とさせていただきます。</p>
<p>帯水層で生成した分解生成物は気化しにくいいため、分解生成物を調査する場合には、土壌ガス調査の代わりに地下水調査が実施できるよう、条件を拡大するよう検討が必要ではないか。</p>	1	<p>御意見については、今後の制度検討の際の参考とさせていただきます。なお、Ⅱ. 1. (3) ②にお示ししたとおり今回の土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年環境省令第 3 号）による改正後の土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「規則」という。）においては、土壌ガス調査により検出された特定有害物質の親物質（(1) ①の表において右欄に掲げる分解生成物に対する左欄に掲げる特定有害物質をいう。）である使用等の履歴のある特定有害物質及びその分解生成物を含め、土壌ガス調査における検出の有無にかかわらず規則第 8 条に定める調査における試料採取等の対象としています。また、規則第 12 条の規定により、土壌ガス調査を省略し、分解生成物を含めた試料採取等を行うことが可能です。</p>
<p>過去に実施した土壌汚染状況調査において、親物質を試料採取等対象物質とし、かつ、その分解生成物の土壌ガス調査を実施しなかった土地について、新たな契機で土壌汚染状況調査を実施することとなった場合、過去の土壌汚染状況調査において分解生成物に係る測定データがある場合には、これを用い濃度を算出し報告してよいか。</p>	3	<p>新たに調査契機が生じた場合には、改めて分解生成物に係る測定を行うことが適当と考えます。</p>
<p>「地下浸透防止措置が講じられた範囲」はどの範囲とするのか、考え方を示していただきたい。</p>	2	<p>地下浸透防止措置が講じられた範囲とは、水質汚濁防止法第 12 条の 4 に規定された、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として水質汚濁防止法施行規則第 8 条の 3 から 7 に定められた基準を遵守している範囲が該当します。</p>
<p>平成 23 年以前に設置された有害物質使用特定施設の場合に、建屋がコンクリート構造で地下浸透防止措置が講じられており、有害物質使用特定施設が 2 階以上の階にあって漏洩が容易に発見できる状態であっても、汚染のおそれが比較的多い</p>	1	<p>平成 23 年以前に設置された有害物質使用特定施設の場合には、現行の汚染のおそれの分類の取り扱いに変更はありません。</p>

土地として取り扱うのか。(建屋外部や2階以下に設置してある排水溝等部分は除く。)		
平成23年以前に設置された有害物質使用特定施設のある敷地(汚染のおそれが少ないと認められる土地)に、その施設とは一連の生産プロセスを構成していない有害物質使用特定施設(地下浸透防止措置を講じている)を設置した場合には、汚染のおそれはどう判断されるか。	1	平成23年以前に設置された有害物質使用特定施設の場合には、現行の汚染のおそれの分類の取り扱いに変更はありません。
調査命令要件から地下浸透防止構造を持つ施設を除外する規定を削除するということは、有害物質を貯蔵又は保管する施設が平成23年以降に設置されたものであっても調査命令の対象となり、指定調査機関による地歴調査を行ったうえで汚染のおそれがない土地になるということか。	1	法第4条第3項の調査命令の発出の基準は、現行の土壌汚染対策法施行規則第26条の各号(第4号括弧書きは今回の改正で削除)に該当するかどうかで判断されます。汚染のおそれの分類は、調査実施者が地歴調査の過程で点検記録等の資料等調査の他、聴取調査や現地踏査の結果を踏まえ行うものと考えます。
汚染の由来が、自然由来、水面埋立てに用いられた土砂由来、人為等に由来する場合についてこれらを地歴調査により把握した上で、試料採取等を行う区画の選定以降を実施していくことが基本となるのか。	1	御意見のとおりです。
規則第3条により地下浸透防止措置が講じられている有害物質使用特定施設の範囲は汚染のおそれがない土地として扱うこととされていることから、規則第26条による法第4条第3項の命令発出基準の除外とすべきではないか。	1	汚染のおそれの分類は、調査実施者が地歴調査の過程で点検記録等の資料等調査の他、聴取調査や現地踏査の結果を踏まえ行うものと考えます。
同一の特定有害物質の種類で二種類以上の由来の汚染のおそれがある場合の調査について、省令において明確に示してほしい。	1	Ⅱ.1.(1)②にお示ししたとおり、今回の改正において、同一の特定有害物質の種類で、二種類以上の由来の汚染のおそれがある部分については、当該部分においてそれぞれの由来の場合に応じた調査を行うことを規定します。
土壌汚染状況調査後に地下浸透防止措置が講じられ、浸透したおそれがないことが確認された区域において、自主調査の結果汚染が判明した場合の措置について示してほしい。区域指定するためには法第14条による申請しかないのか。	1	現行と同様、自主調査で基準不適合が確認された土地を区域指定するには、法第14条申請を行うことが考えられます。

(2) 試料採取等を行う区画の選定

意見の概要	件数	意見に対する考え方
-------	----	-----------

<p>「最大形質変更深さから1メートルを超える深さにのみ汚染のおそれが生じた場所の位置があるとき」の「のみ」とはどういう趣旨か。</p>	1	<p>「最大形質変更深さから1メートルを超える深さにのみ汚染のおそれが生じた場所の位置がある」とは、最大形質変更深さプラス1m超えの深さにのみ汚染のおそれがある(最大形質変更深さプラス1m深い深さで浅に汚染のおそれが生じた場所の位置がない)ことを意味します。</p>
<p>「最大形質深さ“より”1メートル以内に汚染のおそれが」と記載があるが、“のみ”と“より”の言葉の使い分けの意図を明確にして頂きたい。</p>	1	<p>御意見の「1mを超える深さに“のみ”汚染のおそれが」については、最大形質変更深さプラス1m超えの深さにのみ汚染のおそれがあることを指し、御意見の「最大形質深さ“より”汚染のおそれが」については、地表から最大形質変更深さプラス1m以内の深さに汚染のおそれがあることを指します。御意見を踏まえ、省令の条文を適切なものとします。</p>
<p>形質変更を行う深さより、1m深い深度まで調査が必要となる具体的な理由を示してほしい。</p>	1	<p>土壌汚染状況調査において、深度方向のボーリング調査では1mごとの試料採取を行うことから、当該形質の変更深さの前後の深さにおいて試料採取等を実施するため、形質の変更の深さプラス1mまでの調査としております。</p>
<p>「汚染のおそれ」が掘削深度以深のみに存在することが明確である場合、法第3条第8項及び法第4条第3項の調査命令を発出しないことが可能か。</p>	3	<p>法第4条第3項に関しては自治体の判断により命令を発出しないこともあり得ますが、法第3条第8項に関しては命令を発出することとなります。</p>
<p>調査対象地の区画の特例について、過去の調査結果の管理の観点から、法第4条だけでなく、法第3条調査等にも拡大してほしい。</p>	3	<p>土壌汚染状況調査の対象地の敷地内において過去に行った土壌汚染状況調査があるときは、当該過去に行った土壌汚染状況調査の対象地を区画した際に引いた線及び当該線を延長した線により、土壌汚染状況調査の対象地を区画することができることとしており、調査契機を限定しない規定としています。</p>
<p>土地購入等で敷地形状が変化し、起点が変わった場合でも、過去の調査区画を流用できるようにすべきである。</p>	2	<p>Ⅱ.1.(2)②は、土地購入等で敷地形状が変化した場合でも、過去に行った土壌汚染状況調査の対象地を区画した際に引いた線及び当該線を延長した線により、土壌汚染状況調査の対象地を区画することができることとしております。</p>
<p>土地所有者等の費用負担の観点からも、過去に実施した土壌汚染状況調査で対象地を区画した線及び当該線を延長して使用した際に、起点の設定を対象地の北端に拘らず、対象地外に設定したとしても区画数が最も少なくなる様に設定出</p>	1	<p>Ⅱ.1.(2)②では、過去に行った土壌汚染状況調査の対象地を区画した際に引いた線及び当該線を延長した線により、土壌汚染状況調査の対象地を区画することができることとしており、現行の方法により改めて土壌汚染状況調査の対象地を区</p>

来ることも認めるべき。		画することも可能です。
「汚染のおそれが生じた場所の位置」とは、具体的にどの位置か。例えば廃棄物が埋設された土地の場合、廃棄物層の最上面から最底面までの全体を言うのか、それとも廃棄物層の最底面を言うのか。	1	現行の「汚染のおそれが生じた場所の位置」の解釈と同様です。
形質変更を契機とした同様の規制である第3条第8項の起点は、第4条と同様自由に決められるのか。	1	現行の土壤汚染対策法施行規則第4条及び第5条並びにⅡ. 1. (2) ②に示した方法を元に設定されることとなります。
土壤汚染状況調査を複数回履行した土地とは、法第3条および法第14条による調査も含めるのか。	1	御意見のとおりです。
最大形質変更深さの基準面は、掘削地点ごとの地表と解してよいか。それとも、一定の基準面よりの深さと解するか。	2	地表からの深さとなります。
30メートル格子の中心を含む単位区画で土壤ガス調査を行い、土壤ガスが検出された場合、最大形質変更深さより1メートル以内に汚染のおそれが生じた場所の位置がない単位区画において、土壤ガス調査が必要か。	1	30メートル格子の中心を含む単位区間で土壤ガス調査を行い、土壤ガスが検出された場合、その他の単位区画については、最大形質変更深さより1メートル以内に汚染のおそれが生じた場所の位置がある単位区画において、土壤ガス調査を行う必要があります。
過去に行った土壤汚染状況調査とは、自主的な調査かつ過去に法手続きを経ていないものについても対象であると考えてよいか。	1	自主的な調査は対象になりません。

(3) 人為等に由来する汚染のおそれがあると認められる場合の調査

意見の概要	件数	意見に対する考え方
汚染のおそれが最大形質変更深さより1メートルを超える深さにある場合で、最大形質変更深さより浅に帯水層が存在する場合も、試料採取を行わないことができるか。地下水を介した汚染については考える必要がないか。	1	土壤汚染状況調査における試料採取等を限定できる深さは最大形質変更深さにより、地下水の有無によりません。
埋設管など汚染のおそれの生じた場所の位置がわからない場合、原則、表層での試料採取等調査を行うこととなっているが、土壤汚染状況調査において深さの限定ができなかった場合にも、同様に実施することでよいか。それとも、原則10mまでの調査を行う必要があるか。	1	汚染のおそれの生じた位置が不明な場合の扱いは現行と同様、最大形質変更深さより1mを超える位置にある土壤については、試料採取を行わないことが可能です。
最大形質変更深さより1メートル以内の深度での基準適合の分析結果があり、最大形質変更深さより1メートル以内が	1	法第4条第3項の場合については、土地の形質の変更深さプラス1メートル以内に汚染のおそれがないことが行政の保有情報に

<p>同一の盛土層である場合でも調査命令を発する必要があるか。(例：盛土層：-GL 3 mまで、調査結果(適合)：-GL 2.5 m、掘削深度：-GL 2.2 m、旧地盤面(汚染のおそれあり)：-GL 3 m)</p>		<p>より明確な場合には、自治体の判断により発出しないこともあり得ます。</p>
<p>法第3条第8項並びに法4条第2項及び第3項に基づく土壤汚染状況調査を行う場合、試料採取等を行う土壤について、検出範囲内の代表地点が最大形質変更深さにない場合の調査方法は通知等で示されるのか。</p>	1	<p>代表地点での試料採取の深さは、検出範囲内の最大形質変更深さより1 m深い位置までの深さとなります。</p>
<p>土壤ガス調査において、第一種特定有害物質の種類ごとの「代表地点」を選定することになるが、代表地点の形質変更深さ+1 mよりも検出範囲の中で最も深い深度まで形質変更する場合は、形質変更しないにもかかわらず代表地点の土壤採取は検出範囲の中で最も深い深度+1 mとなるのか。</p>	1	<p>御意見のとおりです。</p>
<p>規則第6条関係、第8条関係において深さ20mの杭工事などの深さ10m以上の形質変更を予定している場合、試料採取等を行う土壤について、現法通り地表から深さ10mまでにある土壤に限る、として頂きたい。規則第10条の2の関係も同じ。</p>	4	<p>土壤汚染状況調査の対象となる深さは、現行と同様、地表から10m以内であり、変更はありません。</p>
<p>「当該検出範囲内で連続する他の単位区画と比較して多いと認められる単位区画の地点(代表地点)」とは、比較的高濃度な地点を意味するのか。</p>	1	<p>検出された土壤ガスの濃度が連続する他の単位区画と比べて高い濃度であることを意味します。</p>
<p>検出範囲内の地点において試料採取等を行った単位区画については、当該試料採取等の結果に基づき基準への適合性を評価することとするがあるが、具体的な評価方法は通知等で示されるのか。</p>	1	<p>代表地点での試料採取等の結果が、検出範囲の評価となりますが、代表地点以外の単位区画で試料採取等を行った場合は、当該単位区画の試料採取等の結果を以て評価されることを規則において規定します。</p>
<p>土壤汚染状況調査において深さの限定を行って、限定した深度で試料採取等を行った結果により区域の指定をおこなった単位区画は、同試料採取等深度までの汚染の除去等の措置により指定の事由がなくなったと判断し、指定解除することによってよいのか。</p>	1	<p>要措置区域においては、当該区域指定対象物質について、基準不適合土壤のある範囲等を把握するための必要な詳細調査を実施し、把握された情報に応じて必要な汚染の除去等の措置を行うこととなりますが、その結果、指定の事由がなくなったと認められれば、当該区域指定対象物質についての指定は解除されることとなります。</p>
<p>調査対象地において、使用等の履歴のある親物質の土壤ガス検出が全く無かった場合も、親物質に係る試料採取等調査</p>	1	<p>土壤ガス調査で使用等の履歴のある特定有害物質(使用等特定有害物質)の分解生成物のみが検出された場合であっても、</p>

は必要か。	当該使用等特定有害物質は、規則第8条の試料採取等の対象となります。
-------	-----------------------------------

(4) 自然に由来する汚染のおそれがある場合の調査

意見の概要	件数	意見に対する考え方
「調査対象地からの距離が 900 メートル未満である土地から掘削した土壌であること」とあるが、調査の契機により調査対象地の位置・範囲が違ってくることから、同じ盛土又は埋戻し土であるのに、自然由来盛土等として扱えたり、扱えなかったりすることになるため、掘削した場所と盛土又は埋戻し土の間の距離で規定すべきではないか。	2	御意見を踏まえ、「自然由来盛土等に係る調査対象地からの距離が九百メートル未満である土地から掘削した土壌であること。」と修正します。
自然由来の汚染のおそれがある土壌の判定方法は、ガイドラインではなく省令に規定すべきである。	2	自然由来による汚染の判定方法については、技術的な事項となるため、通知・ガイドライン等で示すことが適当であると考えます。
自然に由来する汚染のおそれがある場合の調査において、対象とする地層が既知のものである場合は、その地層のみ調査対象とすべきである。	1	現行の土壤汚染対策法施行規則第10条の2第1項第2号ロに基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる地層が明らかな場合は当該地層の部分において試料採取等を行う旨の規定があり、今回の改正においてこの規定の趣旨についての変更はありません。
自然由来盛土の規定について、地層が傾斜しており同質の自然由来の汚染の層でも 10mより深い位置になることがあることから、「10mまでの深さより浅い位置に分布」という要件はなくして頂きたい。	1	10mより深い位置にのみ自然由来の汚染のおそれがある層が存在する土地は、土壤汚染状況調査において試料採取等の対象となりません。そのような土地の10m以浅に自然由来の基準不適合のおそれがある土壌を盛土等する行為は、新たな土壤汚染を生じさせると考えられるため、当該行為による盛土等は自然由来盛土の要件に該当しないとすることが適当と考えます。
自然由来盛土の規定について、地質的に同質の自然由来汚染土壌であれば、距離に関係なく自然由来盛土と判断できるようにして頂きたい。例えば、海成粘土層に由来する自然由来汚染の範囲は一般的に広い範囲に存在しており、掘削残土の有効利用の観点からすると 900m未満というのは狭過ぎると感じる。	1	自然由来盛土等の要件に関しては、Ⅱ. 1. (4) ②にお示ししたとおり、一の要件に加え、二のイ又はロのいずれかに該当する土壌であることを要します。調査対象地と当該土壌の掘削を行った土地の汚染状態を確認し、ロの要件に該当すれば必ずしも調査対象地からの距離が 900m未満である必要はありません。
自然に由来する汚染の調査について測定に係る土壌の特定有害物質による汚染	1	現行の施行通知に示しているように自然由来であるか否かは濃度の局在性やバ

<p>状態が溶出量若しくは第二溶出量又は土壌含有量基準に不適合なときは、30メートル格子内にあるすべての単位区画について、その汚染状態にある土地とみなすとあるが、そもそも第二溶出量不適合なら自然由来の土壌汚染ではなく人為汚染の土地と見なすべきではないか。</p>		<p>ックグラウンド濃度などを総合的に考慮して判断されることとなります。なお、第二溶出量基準不適合が確認された場合は、法第15条の台帳の帳簿において、現行の土壌汚染対策法施行規則第58条第5項第9号の要件となる自然由来特例区域に該当する旨を記載されることはありません。</p>
<p>調査対象地及び土壌を掘削した場所のうち、どちらか一方の汚染状態がわかっているならば自然由来盛土等と認めても問題は生じないと考えられるため、認めるべきである。</p>	1	<p>Ⅱ. 1. (4) ②ニの口の要件では、調査対象地と盛土等との距離を定めていませんので、掘削を行った土地の汚染状態に調査対象地の汚染状態が含まれることを確認する必要があるため、お示した案が適当であると考えます。</p>
<p>自然由来盛土等の規定要件である「調査対象地からの距離が900m未満である」とは、900m格子内に含まれるという意味なのか。もしくは、直線距離で900m未満であることが必要となるのか。</p>	1	<p>直線距離で900m未満であることを意味しております。</p>
<p>一部の30m区画で試料採取をし、基準適合が確認された場合、試料採取を実施しなかった30m格子も基準適合と評価してよいか。</p>	1	<p>自然由来盛土等に使用した土壌が一の均一な汚染状態にある土地において掘削されたものであることその他の情報により、当該土壌の汚染状態が均一であるとみなすことができる場合にのみ、調査実施者は自然由来盛土等に係るすべての30m格子のうちいずれか一つの30m格子内にある単位区画について試料採取した場合に試料採取等を行わなかった30m格子についても同様の評価とすることができます。</p>
<p>自然由来盛土等に使用した土壌が一の均一な汚染状態にある土地において掘削されたものであることその他の情報によりとあるが、「一の均一な」とはどのような状態を示すのか。</p>	2	<p>「自然由来盛土等に使用した土壌が一の均一な汚染状態にある土地において掘削されたもの」とは、当該土壌が、複数箇所の土地ではなく、一か所の土地において掘削した土壌であって、その土地における特定有害物質の種類や濃度の分布が偏在していない土地において掘削されたものを意味します。</p>
<p>自然由来汚染のある地質の深さを把握する方法はどのようなものを想定しているのか。</p>	1	<p>ボーリング調査の結果や地質の文献等、近傍の自然由来特例区域の情報等が考えられます。</p>
<p>地表面や地中の層に傾斜がある場合などの調査方法はどのようにすべきか。</p>	1	<p>自然由来のおそれがある自然地層の深さが明らかである場合に、土壌汚染状況調査において深さの限定を行う場合、当該深さの範囲でかつ最大形質変更深さプラス1mまでの深さの範囲内で試料採取することとなります。</p>
<p>法第3条第1項に基づく土壌汚染状況</p>	1	<p>地歴調査の過程で、複数の由来の汚染の</p>

調査において、10mより浅い範囲において、人為由来より深い深度にある自然由来等の汚染のおそれがある場合は、「試料採取を行わないことができる」こととしてはいかがか。		おそれが把握された場合にはそれぞれの由来に応じた調査を必要とすることが適当と考えます。
---	--	---

(5) 公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地における土地の調査

意見の概要	件数	意見に対する考え方
埋立地における土地の調査において、埋立層等の位置が明確である場合は、その深度までを調査対象とすべきである。	1	Ⅱ. 1 (5) ②にお示ししたとおり、埋立層等の位置が明らかな場合は、当該範囲の土壌のみを試料採取等の対象とすることができることとします。
公有水面埋立法の埋立地の調査について、水面埋立てに用いられた土砂に由来するおそれがあると認められる場合の調査において、すべての特定有害物質について対象となるのか、埋立て由来の物質のみの調査にならないのか。	2	土壌汚染状況調査において地歴調査の対象とするのはすべての特定有害物質ですが、試料採取等の対象とする特定有害物質の種類は地歴調査において選定されることとなります。
水面埋立て調査において「全ての特定有害物質について」は26物質ではなく、おそれがあると認められる全ての特定有害物質であることを明記すべきである。	1	御意見の記述は、全ての特定有害物質（第一種特定有害物質のみならず、第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質も）について、試料採取等の対象とする単位区画は、30メートル格子の中心を含む単位区画等とすることを意味します。土壌汚染状況調査においては、地歴調査の対象とするのはすべての特定有害物質ですが、試料採取等の対象とする特定有害物質の種類は地歴調査において選定されることとなります。
造成された土壌の層の位置が明らかでない場合の試料採取方法は、表層及び1mごとに最大形質変更深さまでと考えてよいか。	1	埋立層等の位置が明らかでない場合については現行と同様な試料採取の深さになり、深さを限定する場合には、最大形質深さプラス1mまでの土壌の試料を採取します。

(6) 法第3条調査（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査）

意見の概要	件数	意見に対する考え方
形質を変更する土地が、法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地と受けていない土地で合わせて900㎡以上となる時、法第3条第7項の届出は必要か。	2	法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地において、形質を変更する範囲が900㎡未満であれば、法第3条第7項の届出は不要です。
法第3条第1項のただし書の確認を受けている土地や有害物質使用特定施設を設置している工場若しくは事業場内の要	1	要措置区域については、原則として、土地の形質の変更をしてはならず、法第10条の規定により、法第3条第7項及び第4

<p>措置区域等に指定されている土地で 900 m²以上の土地の形質の変更を行う場合、法第 3 条第 7 項の届出又は法第 4 条第 1 項の届出は必要か。</p>		<p>条第 1 項の規定は、法第 7 条第 1 項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が汚染除去等計画に基づく実施措置として行う行為については、適用しません。また、形質変更時要届出区域については、法第 13 条の規定により、法第 3 条第 7 項及び第 4 条第 1 項の規定は、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更については、適用しません。なお、法第 3 条第 7 項及び第 4 条第 1 項に基づく届出は不要であります。要措置区域等内における土地の形質の変更に係る手続きは必要となります。</p>
<p>有害物質使用特定施設を設置している工場若しくは事業場の敷地内で法第 3 条第 1 項のただし書の確認を受けた土地で 900 m²以上の土地の形質の変更を行うとき、法第 3 条第 7 項の届出の方が法第 4 条第 1 項の届出に優先するのか。</p>	1	<p>法第 4 条第 1 項第 1 号の規定により、法第 3 条第 1 項ただし書の確認を受けた土地については、法第 4 条第 1 項の届出の対象となりません。</p>
<p>法第 3 条第 1 項ただし書確認を受けた土地の範囲外の隣接地で土地の形質の変更を行う場合にあっては従来通り土壤調査を免除して頂きたい。</p>	1	<p>法第 3 条第 7 項の届出の対象となるのは、同条第 1 項ただし書の確認を受けた土地において 900 m²以上の土地の形質の変更を行う場合です。当該ただし書の確認を受けた土地以外で土地の形質の変更を行う場合には、法第 4 条第 1 項の届出の要件に該当する場合にあっては、届出を行っていただく必要があります。</p>
<p>法第 3 条第 7 項の届出は、着手日の何日前までに行う必要があるのか。また、法第 3 条第 8 項の都道府県知事からの命令がある期間はいつまでか。</p>	3	<p>都道府県知事は法第 3 条第 7 項の届出を受けた場合は、同条第 8 項の調査命令を発出することになるので、届出期日は規定しておりません。届出から命令発出までの期間として、自治体の命令発出のための手続きに要する期間が必要なため、手続きに要する日数や調査に要する期間、当該土地の形質の変更の工期等を勘案して届け出るべきと考えます。</p>
<p>改正法の施行後に土地の形質の変更の予定がある法第 3 条第 1 項ただし書の確認を受けている土地において、改正法の施行前に当該形質変更範囲について、法第 14 条第 2 項に基づく申請により一部を形質変更時要届出区域に指定した。残りの未指定の土地が 900 m²以上の場合、改正法の施行後に法第 3 条第 7 項に基づく届出が提出された際、法第 3 条第 8 項に基づく調査命令を発出しなくてもよいか。</p>	1	<p>御意見のような例では、法第 3 条第 1 項のただし書の確認を受けた土地において、形質変更時要届出区域に指定された土地以外における形質の変更面積が 900 m²以上となる場合は、同条第 7 項の届出を行う必要があります。原則同条第 8 項の命令が発出されますが、900 m²未満においては同条第 7 項の届出は必要ありません。</p>

<p>また、未指定の土地が 900 m²未満の場合は、改正法の施行後に法第 3 条第 7 項に基づく届出を提出する必要はないか。</p>		
<p>法第 3 条第 7 項の届出に係る調査命令は、有害物質使用特定施設が設置されていた事業場の敷地であった土地のうち、グラウンドなど「土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地」であることが明らかである部分についても対象となるか。</p>	1	<p>対象となります。</p>
<p>法第 3 条第 7 項の届出に係る法第 3 条第 8 項の調査命令は、不利益処分に該当するか。</p>	3	<p>法第 3 条第 8 項の命令は、不利益処分に該当するものと解されます。</p>
<p>法第 3 条第 7 項第 1 号に定める行為について、「次に掲げる行為とする」とあるが、一又は二のいずれかを満たすということか。明確になるよう表現を検討すべき。</p>	5	<p>御意見の箇所は、一又は二の行為が法第 3 条第 7 項第 1 号に定める行為であることを規定するものですが、規則の条文においては、趣旨が明確になるようにします。</p>
<p>法第 3 条第 8 項に係る報告事項である四及び五の情報が、調査結果に関わらず次の調査契機の際に確実に地歴調査で使用されるよう、都道府県知事又は土地の所有者等における記録の保存・承継の規定が必要。</p>	2	<p>自治体や土地の所有者等における土壌汚染調査結果につきましては、各文書規定等により適切に保存等されることが適当と考えます。</p>
<p>法第 3 条第 7 項において、土地の形質の変更の届出規模要件を設定したことで、これまで自治体が現行の土壌汚染対策法第 4 条第 1 項の届出要件未満であっても土地の所有者等に自主的に調査を促していたが、かえって自治体の指導による土壌汚染の拡散防止が難しくなることが懸念される。法第 3 条第 7 項の届出規模要件未満であっても土地の利用方法の変更の届出を土地の所有者に求めるか、必要に応じて自治体が法第 5 条の調査命令を発出できるようにすることが必要だと考えられる。</p>	2	<p>法第 3 条第 1 項のただし書の確認を受けた土地における土地の形質の変更の届出の規模要件は、これまで対象外であった 3,000 m²未満の形質の変更のうち、半数以上の届出の契機を捉えることができ、累計面積としても 8 割程度把握することが可能となると見込まれることや、届出に係る自治体や土地の所有者等の負担を考慮して規定しました。これは、届出の規模要件に該当しない場合に自治体の指導により土地の所有者に自主的な調査を促すことを妨げるものではありません。また、土地の利用の方法の変更をしようとするときは、現行と同様、土地の形質の変更の有無、規模等に拘らず当該届出を行うことが必要であり、法第 3 条第 1 項の調査義務が生じます。なお、現行と同様、法第 5 条の命令を発出する要件に該当した場合には同条に基づく調査命令を発出することも可能です。</p>
<p>法第 3 条ただし書の確認を受ける土地は、有害物質使用特定施設の設置されて</p>	3	<p>法第 3 条第 1 項の調査義務が生じる「工場・事業場の敷地」とは原則、公道等（私</p>

<p>いた場所だけではなく、事業場全体を指すのか。</p>		<p>道、水路、緑地帯、フェンス、壁その他の工場・事業場の敷地を外形上明確に区分することができる施設も含む。)により隔てられていない一連の工場・事業場の敷地をいいます。同条第1項のただし書の確認を受ける土地の範囲とは、現行と同様、現行の土壌汚染対策法施行規則第16条第1項の規定による土地の所有者等の申請により、第2項の要件に該当する旨の都道府県知事の確認を受けた土地の範囲であり、必ずしも事業場の土地全体が対象となるとは限りません。</p>
<p>法第3条第7項に係る土地の形質の変更は、法第3条第8項の調査報告の翌日から可能になると考えてよいか。</p>	1	<p>土地の形質の変更の着手は、II. 1. (6) ⑥にお示しした報告がなされ、自治体が当該報告の内容を確認した後となります。また、当該調査の結果、区域指定される土地については、当該区域に係る規制を受けることとなります。</p>
<p>今回の改正により、法第3条第1項ただし書の確認を受けようとする土地の所有者等は土地の場所を明らかにした図面を添付することとするところがあるが、改正前に確認した土地については、範囲の再確認を行うべきではないか。その場合の手続きや判断基準はどうか。</p>	3	<p>過去に法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地について、都道府県等と相談のうえで、その土地の場所を明らかにした図面で当該土地の範囲を明確にすることを否定しませんが、法令において、遑って当該図面等の提出を要するものではありません。</p>
<p>平面図、立面図及び断面図のイメージと、記入すべき事項を、通知等で示して頂きたい。</p>	2	<p>平面図、立面図及び断面図においては、届出要件が確認できる事項や命令発出の要否に係る情報を記載することとなります。具体的には、現行の調査及び措置ガイドライン p. 30 の図を参考に、土地の形質の変更の範囲及び深さ等、面積や寸法等を記入することが考えられますが、今後ガイドラインにおいて必要な事項等をお示しいたします。</p>
<p>法第3条第7項の届出の添付図面で「土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図」とは、「土地の形質の変更をしようとする場所及び変更の内容を明らかにした平面図、立面図及び断面図」と解釈して良いか。</p>	1	<p>御意見のとおりです。</p>
<p>法第3条第7項に基づく届出書に、土地の形質変更場所をあきらかにした平面図、立面図及び断面図を添付するとあるが、水質汚濁防止法の改正法の施行以前の廃止設備については、有害物質使用特</p>	1	<p>法第3条第7項に添付する平面図、立面図及び断面図は、土地の形質の変更の範囲を明らかにした図面であって、必ずしも当該有害物質使用特定施設の平面図、立面図及び断面図の添付を要するものではありません。</p>

定施設の設置届出の配置図等に置き換えることを可能にして頂きたい。		ません。
土地の形質の変更は、平面図及び断面図で把握することが可能であるため、法第3条第7項、第4条第1項の届出において、「立面図」の添付の要件を削除すべき。	2	土地の形質の変更の内容によっては、立面図と断面図を1つの図面として作成することで十分な場合もあると思われませんが、それぞれ作成することが有効な場合もあると思われるため、お示した案が適当であると考えます。なお、現行の土壤汚染対策法施行規則第48条第2項第3号においても同様の規定としています。
調査命令に係る土壤汚染状況調査において形質変更に係る深度を考慮することから、法第3条第7項及び法第4条第1項の届出書には、土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした立面図及び断面図を添付することを規定すると考えられるが、ほとんどの届出では調査命令の発出が行われないことを踏まえると、立面図及び断面図を一律に届出書に添付することを義務付けることは届出者に過大な負担が生じることとなるので任意の添付とすべきである。	2	法第3条第7項の届出の際には、同条第8項に基づく調査命令が発出されることとなります。また、深さを限定した調査を行った場合に自治体は土地の形質の変更の深さの範囲を確認する必要があり、立面図及び断面図の添付は必要だと考えるため、お示した案が適当であると考えます。
ほぼ整地のみの場合等、立面図や断面図を作成せず土地の形質の変更を行うことがある。このような場合においても、図面を作成する必要があるか。	1	法第3条第7項の届出には土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図の添付が必要です。
土地の形質の変更をするときに届け出る事項として、「土地の形質の変更の対象となる土地の所在地」とあるが、対象となる土地に地番のない農道や水路があった場合、どのように記載すべきか。	1	現行同様、図面等を添付し当該場所が分かるようにする等、個別案件ごとに自治体と相談の上、届け出ることが望ましいと考えます。
形質の変更の届出を要しない行為について、「その対象となる土地の面積が900平方メートル未満であること」とあるが、この面積は掘削部分のみの面積であり、盛土範囲は含まないということで良いか。	1	土地の形質の変更とは、法第4条第1項における「土地の形質の変更」と同様、土地の形状を変更する行為全般をいい、掘削と盛土の別を問いません。
Ⅱ. 1. (6) ④二口について、土壤粒子が全く飛散しない土地の形質の変更は通常考えられないため、具体的にどのような行為を指すのか示して頂きたい。	1	法第4条第1項第1号における土地の形質の変更の適用除外の行為のうち現行の土壤汚染対策法施行規則第25条第1号口と同様の行為をいいますが、御意見のように土壤の飛散等が想定される場合には、テントの設置等により飛散等による汚染の拡散が生じないための措置を講じていただく必要があります。
「土地の形質の変更に係る部分の深さ	1	現行と同様、土地の形質の変更深さに含

<p>が50センチメートル以上」とあるが、アスファルト等の土地表面の構造物や地中の廃棄物の掘削は、土地の形質の変更に係る部分の深さに含まれるか。</p>		<p>まれるものと解されます。</p>
<p>同一の有害物質を使用する有害物質使用特定施設が複数ある工場では、短期間に同一の有害物質かつ同一の土地の範囲で複数回のただし書の確認申請を行うことがある。このような場合に、添付書類を不要とする、一度にまとめて確認申請するなどの負担軽減措置をお願いしたい。</p>	<p>1</p>	<p>御意見については、今後の制度運用の改善を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
<p>鉱山関係の土地については、鉱山保安法の規制を受けることから法第4条第1項の届出を要しないこととなっているため、法第3条第7項の届出についても同様の取り扱いがなされるべき。</p>	<p>4</p>	<p>御意見を踏まえ、法第3条第7項に基づく土地の形質の変更の届出を要しない行為として規則を修正します。</p>
<p>「土壌その他の試料の採取を行った地点及び年月日」とあるが、土壌汚染状況調査の報告としては「土壌汚染対策法施行規則第1条第2項四」において、「土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時」と規定されている。『年月日』と『日時』で齟齬がある。</p>	<p>5</p>	<p>御意見を踏まえ、現行の土壌汚染対策法施行規則第1条第2項第4号に規定する土壌汚染状況調査結果の報告と同様、「土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時」に修正します。</p>
<p>法第3条第5項の届出と、法第3条第7項の届出は、重複して届出されることがあるのではないか。これらの届出書の内容が重複すると考えられるため省令に運用を明記するべきである。</p>	<p>1</p>	<p>土地の形質の変更に伴い、ただし書の確認に係る土地の利用方法を変更する場合には、法第3条第5項の規定に基づく届出を行い、都道府県知事が同条第6項の事由に該当していると認めた場合は、同条第1項のただし書の確認が取消され、同条第1項本文の土壌汚染状況調査の義務が生じることとなります。</p>
<p>法第3条第1項のただし書に添付する図面は、実際の場所が明らかとなるよう地図をもとに作成すべきか、それとも地番が明らかとなるよう公図をもとに作成すべきか。</p>	<p>1</p>	<p>ただし書の確認を受ける土地の場所が明らかになるような図面を添付する必要があります。なお、添付図面の例として、平成29年11月17日開催の土壌制度小委員会資料2があります。</p>
<p>天候不順や不測の事態により報告期限までに報告できない場合に備え、報告期限の延長申請を可能として欲しい。</p>	<p>1</p>	<p>法第3条第8項の調査命令に係る調査の報告期限は都道府県知事が定めて命令を発出することとなっておりますので、個別事例において自治体と御相談ください。</p>
<p>土地の形質の変更をしようとする者が土地の所有者でない場合、法第3条第7項に基づく届出については、土地所有者の同意書があっても土地の形質を変更しようとする者が届出を提出することはできないと解釈してよいか。</p>	<p>1</p>	<p>法第3条第7項の届出者は、同条第1項本文に基づく土壌汚染状況調査と同様、当該調査義務を負う当該土地の掘削権原を有する土地の所有者等が届け出ることとなります。</p>

<p>法第3条第1項本文における報告に添付する、「土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面」の具体的な例を提示してほしい。</p>	2	<p>ガイドラインにおいて必要な説明等を示すこととします。</p>
<p>自然由来特例区域の近傍にある土地で法第3条調査が必要な場合、それに関する指導があるか。</p>	1	<p>Ⅱ.1.(1)②のとおり、地歴調査の過程で自然に由来する土壤汚染のおそれがあると判断された場合は、自然由来に係る試料採取等区画の選定等を実施することとなります。</p>
<p>法第3条第7項は「ただし書の確認を受けた土地」における形質の変更であることから、届出事項にある「敷地であった土地」の情報は不要ではないか。</p>	1	<p>法第3条第1項のただし書の確認を受けている場所を明確にする観点から、敷地であった土地の図面も必要であると考えます。</p>
<p>法第4条第1項の届出の際の法第4条第2項に基づく土壤汚染状況調査を提出するのと同様に、法第3条第7項の届出提出時に事前に実施した調査結果を提出し、法第3条第8項の調査命令を省略することは可能か。</p>	2	<p>法第3条第7項の届出に併せて、土壤汚染状況調査の結果とみなすことできる調査の結果が提出された場合において、当該調査の結果を法第3条第8項の命令に基づく調査の報告とみなすことを妨げるものではありません。</p>
<p>法第3条第8項の規定による調査が実施されても、土地利用の方法の変更がなければ、法第3条第1項ただし書の確認は取り消されないということによいか。</p>	1	<p>御意見のとおりです。</p>
<p>法第3条第8項の調査報告後、当該形質変更部分のただし書確認要件が土地利用方法の変更により取り消される場合、従前のQ&Aを参考に、義務が生じる法第3条に係る調査を、受理した法第3条第8項の調査報告をもって代えることは可能か。</p>	1	<p>法第3条第8項の調査以降に新たな汚染のおそれが生じていない場合にあっては、同条第1項本文に規定された調査義務が発生したときに、同条第8項の土壤汚染状況調査の結果報告を利用することができると思います。</p>
<p>法第3条第1項ただし書の確認申請に伴う調査等は過度の負担であると考えられ、特定有害物質の使用の廃止や、土地利用の方法の変更を意図的に届け出ない状況が起こり得るのではないか。</p>	1	<p>法に基づき届出を行うことが適当であると考えます。</p>
<p>法第3条第1項本文に規定する工場又は事業場の敷地について、現在は切り売りされて敷地外となっている土地も地歴調査及び試料採取等の対象とすべきであり、切り売りされる際に試料採取等まで完了する規定を設けるべき。</p>	1	<p>法第3条第1項本文の定義による有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地の一部が廃止前に切り売りされた場合でも廃止後には当該土地にも法第3条第1項本文の規定による調査義務が発生します。なお、切り売り時に法第14条に基づき、土壤汚染状況調査を行った場合にあっては、法第3条第1項本文に規定された調査義務が発生したときに、当該土壤汚染状況調査の結果報告を利用すること</p>

		ができる場合があると考えます。
法第3条第7項や法第4条第1項の届出に係る軽易な行為の定義を明確にするべき。自治体により見解の相違が見受けられる。	1	法第3条第7項の届出に係る軽易な行為は(6)④でお示ししたとおりであり、このうち二のイからハまでについては、現行の土壤汚染対策法施行規則第25条第1号と同じであり、同様の解釈となります。
土壤の飛散又は流出の有無を判断する範囲は、形質変更範囲に限らず、一般に立入禁止と考えられる工場全体の敷地内であると考えられることは可能か。	1	土壤の飛散又は流出の有無を判断する範囲は、当該形質の変更の範囲の外となります。
法第3条第8項の命令に係る報告事項について、図面のみではなく、汚染状態や汚染のおそれの根拠となる書類(計量証明書、ボーリング柱状図、配管深度図等)を添付すべきではないか。	1	1(6)⑥六にお示ししたとおり、土壤その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項を、報告事項としています。

(7) 法第4条調査(土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)

意見の概要	件数	意見に対する考え方
法第4条で調査命令を受けた際の調査深度は形質変更深さ+1mとし、それ以上に深に汚染のおそれがある場合は図面等を添付すれば良いということですが、基礎杭等の杭工事を伴うような工事の場合、形質変更深さ+1mのボーリング調査で妥当と判断できるか。	2	土壤汚染状況調査の対象となる土壤を採取等する最大の深さは、現行と変更はありません。
Ⅱ.1.(7)④において、「土壤汚染状況調査において土地の形質の変更に係る部分の深さの位置より1メートルを超える位置に汚染のおそれがある場合」とあるが、具体的にどのように確認するのか。土壤汚染状況調査を実施しなければ確認できない。	1	Ⅱ.1.(7)④でお示しているのは、法第4条第2項に係る調査結果を提出する際の記載事項です。汚染のおそれが生じた場所の位置は地歴調査により把握されるものと考えます。
土地の形質の変更に係る部分の深さの位置より1メートルを超える位置に汚染のおそれがある場合とあるが、おそれが比較的多い範囲だけでおそれが少ない範囲は除外されるという理解で良いか。	1	土地の形質の変更に係る部分の深さの位置より1メートルを超える深さに汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合の意味です。
法第4条第1項の届出の対象となる有害物質使用特定施設が廃止された工場若しくは事業場とはどのようなものを想定されているのか要件を明確にされたい。	19	ここでいう有害物質使用特定施設が廃止された工場若しくは事業場とは、具体的には当該廃止から土壤汚染状況調査の結果を報告するまでの期間又は法第3条第1項のただし書の確認を受けるまでの期

		間にあるものを想定しています。なお、有害物質使用特定施設とは法第3条第1項で定義されたものを指しますので、法施行前に廃止された工場若しくは事業場については、ここでいう有害物質使用特定施設が廃止された工場若しくは事業場に該当するものではありません。趣旨を明確化するため、御意見を踏まえ、修正します。
ある特定有害物質の使用を取りやめて特定施設自体は使用し続けることがあるため、「有害物質使用特定施設が廃止された」は表現が適切でない。	2	有害物質使用特定施設とは法第3条第1項で定義されたものを指します。現行の土壤汚染対策法の施行通知に記載されているとおり、有害物質使用特定施設の「使用の廃止の時点」とは、当該施設の使用をやめるか、又は当該施設の使用は続けるものの当該特定有害物質の使用をやめる時点であり、このことについて変更はないため、お示しした案が適当であると考えます。
有害物質使用特定施設を廃止した後に、隣地の事業場の所有者が当該土地を購入し一体となった工場はここでいう「有害物質使用特定施設を廃止した工場若しくは事業場の敷地」に含まれるのか。	1	有害物質使用特定施設を廃止した工場若しくは事業場であるなら法第3条第1項の調査が実施されているか、同条項ただし書の確認を受けている土地のいずれかかと考えられるため、含まれないものと考えます。
過去に有害物質使用特定施設を設置していた事業場の敷地において、廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）の施行前に埋設された廃棄物を撤去するために900㎡以上の掘削を行う場合、当該規定に基づく届出書の提出が必要か。	1	Ⅱ.1.(7)①にお示しした要件に該当する場合は法第4条第1項の届出が必要です。
過去に有害物質使用特定施設を設置していた事業場の敷地において、土地の形質の変更の事前調査として土壤汚染状況調査を行い、調査による形質の変更の面積が900㎡以上となった場合、当該規定に基づく届出書の提出が必要か。必要な場合、結果的に同条第2項に係る調査の実施は不可能ではないか。	1	Ⅱ.1.(7)①にお示しした要件に該当する場合は法第4条第1項の届出が必要です。なお、御意見の例のような事例が生じることはあまり想定されないと考えられますが、仮に生じた場合は具体的事例をもって事前によく相談されることが望ましいと考えます。
過去に有害物質使用特定施設が廃止された工場若しくは事業場の敷地であったかどうかの情報を知らずに、900㎡以上の土地の形質の変更を行った場合はどうなるのか。	1	Ⅱ.1.(7)①にお示しした要件に該当する工場等で900㎡以上の土地の形質の変更を無届出で実施した場合は、改正後の法第66条第2号の罰則の適用をうけるものと考えます。
土地の形質の変更を行おうとしている土地について、現に有害物質使用特定施設が設置されているか又は過去に有害物	1	現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地については、情報の把握に困難はないと考えま

<p>質使用特定施設が設置されていたかどうかについては、的確に情報を把握することができないと考えられる。</p>		<p>す。また、有害物質使用特定施設が廃止された工場若しくは事業場の敷地(法第3条第1項本文の報告が行われた土地又は法第3条第1項ただし書の規定に基づく都道府県知事の確認を受けた土地を除く。)については、有害物質使用特定施設は法第3条第1項で定義されたものを指すものであり、土壤汚染対策法の施行前に廃止された工場若しくは事業場については、ここでいう有害物質使用特定施設が廃止された工場若しくは事業場に該当しないことを踏まえれば、情報の把握に大きな困難はないものと考えます。</p>
<p>900 m²以上3,000 m²未満の土地の形質の変更をする範囲の一部に、900 m²未満の有害物質使用特定施設が設置されている又は廃止された工場若しくは事業場の敷地を含む場合、法第4条第1項の届出の対象になるのか。</p>	2	<p>法第4条第1項の届出の対象になりません。</p>
<p>3,000 m²以上の土地の形質の変更をする範囲の一部に、900 m²未満の有害物質使用特定施設が設置されている又は廃止された工場若しくは事業場の敷地を含む場合、法第4条第1項の届出の対象になるのか。</p>	1	<p>法第4条第1項の届出の対象になります。</p>
<p>法第3条第1項ただし書の確認を受けている土地 900 m²以上とそれ以外の土地と合わせて 3,000 m²の土地の形質の変更を行う際に法第3条第7項に基づきあらかじめ届出をする必要があるが、残りの3,000 m²未満については、法第4条第1項に基づく届出を提出する必要はないか。</p>	2	<p>法第3条第7項の届出と法第4条第1項の届出の両方の対象になります。</p>
<p>法第4条第1項に係る届出の事項に、「特定有害物質の種類」を追加し、土地の形質の変更を行う範囲外の有害物質使用特定施設の種類及び設置場所は届出を不要とすべきである。</p>	1	<p>特定有害物質の種類については、御意見を踏まえ、修正します。土地の形質の変更範囲以外でも、有害物質使用特定施設を設置している工場・事業場の敷地内における土地の形質の変更の際には、届出は必要であるため、当該有害物質使用特定施設の種類及び設置場所は必要と考えます。</p>
<p>現に有害物質使用特定施設が設置されている事業場において、900 m²以上の土地の形質の変更を行うために当該規定に基づく届出を行った場合、第4条第3項に基づく命令が必ず出されるのか。</p>	1	<p>法第4条第3項の命令発出の要件は、現行の土壤汚染対策法施行規則第26条のとおりであり、規則では現行の土壤汚染対策法施行規則第26条第4号の括弧書きが削除されること以外改正後も変わりません。同条の各号に該当する場合に命令が発出され、該当しない場合には命令は発出され</p>

		ません。
900 m ² 以上の土地の形質変更の届出において、法第3条ただし書の確認を受けた事業場では必ず調査命令が発出されるが、現に有害物質使用特定施設が設置されている事業場では、調査命令が発出されないこともありうるとの解釈で良いか。	1	御意見のとおりです。
規則第25条の土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものと認められるものとして都道府県知事が指定した土地は現実的に指定可能な土地が存在するとは考えられない。もしこのような規定を設けるとしても指定の方法等を規則に記載するべきである。	1	内閣府地方分権改革推進室による平成29年の地方分権改革に関する提案募集において、提案事項「土壌汚染のおそれがない土地の改変などに関し、土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出義務の廃止」が寄せられており、これらの検討結果を踏まえて規定を設けました。なお、指定の方法等については、各自治体ごとに土壌汚染の状況及び土地の利用状況等が異なり、土地利用区分等により、全国一律に法第4条第1項の届出対象外として区域を定めることは困難であるため、各自治体が地域の状況に応じて法に準じて適切に実施することが適当であるため、お示しした案が適当であると考えます。
規則第25条の規定はどのような経緯により追加されたのか。	1	第一次答申において、有害物質使用特定施設等が過去に存在した可能性が著しく低いと考えられる土地に関する法第4条第1項の届出は、汚染のおそれがあるところを効率的に調査する観点からは過剰であり、届出対象外とすることを検討すべきであるとされました。また、内閣府地方分権改革推進室による平成29年の地方分権改革に関する提案募集において、提案事項「土壌汚染のおそれがない土地の改変などに関し、土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出義務の廃止」が寄せられており、これらを踏まえて中央環境審議会において検討を行った結果、当該規定を設けることとしました。
都道府県知事が自らの調査に基づき指定するとされているが、指定調査機関が調査した「土壌汚染状況調査に準じた方法により調査した結果」と何が違うのか。土壌汚染状況調査では、基準不適合が確認された土地が汚染のある土地として指定されることとなるが、都道府県知事が実施した調査では、汚染のおそれのない土地が指定可能な制度と解される。都道府県知事が実施した調査ではこのような指定を可にし、後者は不可とするでは理屈は通らない。土地の所有者等が土壌汚染状況調査に準じた方法により調査した結果汚染のなかった土地については、現行の届出はさせるが、調査命令は出さないという制度運用で十分である。	1	
規則第25条は、予め一定の地域を指定おくべき。個別に判断するのであれば、法第4条に係る土地との差異がほとんどなくなる。さらに、都道府県発注工事について適用することが考えられ、民間工事と	1	御意見のとおり、土地の形質の変更を行う個別の事例ごとに判断するというのではなく、一定の地域を指定することを想定しています。

の不正感が生ずることが懸念される。		
規則第 25 条における「土壌汚染状況調査に準じた方法」について、「準じた」と見なされる調査方法について具体的に示していただきたい。	1	土壌汚染状況調査に準じた方法とは、規則第 3 条から第 15 条に規定された方法に準じたものを想定しています。
規則第 25 条の規定について、都道府県知事が指定する際の具体的な手続きを示していただきたい。	4	具体的な手続き等については各自治体が地域の状況に応じて法に準じて適切に実施することが適当と考えます。なお、指定された区域については公示等により示すことが必要と考えますが、指定の方法等については各自治体が地域の状況に応じて法に準じて適切に実施することが適当と考えます。
土地の形質の変更に係る部分の深さを記載した場合、工事中に深さが変更になった際の対応についても明確にすべき。	2	施行中に工事の施行内容が変更になった場合の取り扱いは、現行と同様です。
法第 4 条第 1 項の届出における、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場等の敷地の規模について、工場・事業場のみの敷地を指すのか、それ以外の一連の敷地を含めるのかを明確にすべき。	1	工場・事業場の敷地についての考え方は、現行の土壌汚染対策法第 3 条の場合と同様です。
法第 4 条届出等で提出する同意書の形態について、明確な基準を設けるか、現実の運用に準じた同意書の形（自治体等が所有する道路の施工においては、道路課への申請を代用、等）を認めるべきである。	1	法第 4 条第 1 項の届出に添付する同意書については、法第 4 条第 3 項の調査命令が発出される可能性もあることも含めて土地の形質の変更の実施についての同意を確認するものであり、現行と同様、規定の様式を設けることは考えていません。また、現行の土壌汚染対策法の施行通知にも記載しているとおり、土地の形質の変更の工事の請負契約書及び当該請負契約の発注者が当該土地の所有者等であることを証する書類（所有者であることを証するのであれば、登記事項証明書及び公図の写し）等、その他上記の事項を同意していると判断できるのであれば法第 4 条第 1 項の届出に添付する同意書であるとみなすことは可能と考えます。また、同様に法第 4 条第 2 項につきましても、土壌汚染状況調査の結果の提出についての同意を確認するものであり、改正法の第一段階施行の通知にも示しております。
全国の法第 4 条第 1 項の規定に基づく土地の形質の変更の届出のうち、調査命令が発出された割合は 1 %程度と低いことを踏まえ、土地の形質の変更を伴う事	1	御意見については、制度の運用において参考にさせていただきます。

業の円滑な実施のために、規則第 25 条の運用が現実的なものとなるよう配慮いただきたい。		
形質変更に伴う調査の範囲が 3,000 m ² から 900 m ² に縮小されたが、土壌汚染の把握の趣旨から、対象範囲を特定施設が供されている場所または、供されていた場所に限定するべきで、汚染されていない道路や芝生は除外すべきである。	1	届出要件として、900 m ² 以上としているのは、工場・事業場の敷地の場合としており、届出範囲の土地の利用状況は地歴調査により判断されることとなります。
都道府県知事が調査命令を発出する際には、調査に係る深度を命じる必要があるのか。都道府県知事の調査命令の判断は、予定する土地の形質の変更に係る深度を考慮せず、平面図の記載事項のみで行うべきと考える。	1	都道府県知事は、調査に係る深さを命じる必要はありません。ただし、届出書で確認された土地の形質の変更深さより 1 m を超える深さにのみ汚染のおそれが生じた場所の位置があることが、行政保有情報等により明確に確認できた場合には調査命令を発出しないことが適当と考えます。
規則においては、新たに特定施設の場所を明らかにすることを求めているが、この目的は特定施設のあった場所の形質変更時のみ土壌汚染状況調査を求めるためであると理解してよいか。	1	Ⅱ. 1. (7) ②に係る御意見と伺えますが、法第 4 条第 1 項の届出で 900 m ² 以上の土地の形質の変更時に届出の対象となる土地の要件はⅡ. 1. (7) ①のとおりで、必ずしも特定施設のあった場所の形質変更時のみ届出の対象となるわけではありません。また、法第 4 条第 3 項の命令の発出の対象となり得る土地は、現行と同様、同条第 1 項に基づき届け出された土地の形質の変更を施行する範囲内となりますので、必ずしも事業場全体が土壌汚染状況調査の対象となる場合のみではありません。
土地の形質の変更を行う範囲内については、有害物質使用特定施設に係る配管や排水溝の場所の届出が必要ではないか。	2	有害物質使用特定施設に係る配管や排水溝については、土壌汚染状況調査における地歴調査によって明らかになるものと考えます。
都道府県知事が実施した土壌汚染状況調査に準じた方法による調査により、「基準不適合土壌が存在するおそれがない土地」と判断された土地についても、都道府県知事による指定が必要と解してよいか。	1	御意見のとおりです。
都道府県知事が指定した土地について、「指定後の汚染の状況の変化を把握することが必要」とあるが、その方法及び把握する頻度等について、運用上の支障が生じない様に、具体的に御教示いただきたい。	1	指定された区域への現地調査等により定期的に把握する等、各都道府県等において適切に実施されるべきものと考えます。
比較的規模が大きい工場では、土地の	1	法第 4 条第 1 項の届出については、現行

形質の変更面積が 900 m ² を超える工事が多々あるが、その都度土壤汚染状況調査を実施することとなり、費用や工期の面で事業者にとって負担が大きいため、別個の工事であっても、時期的に近い場合等は、まとめて一つの届出ができる等の配慮が必要と考える。		と同様、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的接近性、実施主体等を総合的に判断し届出を行うこととなります。
法第4条第1項の届出において、操業中の有害物質使用特定事業場にあつては、有害物質使用特定施設の「設置場所」が届出事項とされているが、図面である必要はないか。	1	当該項目は、届出書に記載する事項としていますが、必要に応じて図面を添付することも差し支えありません。
知事が土壤汚染状況調査に準じた方法により調査した結果と限定されているが、事業者等が同様に実施した結果を活用できないか。	1	Ⅱ. 1. (7) ③の調査は都道府県知事が実施することが適切と考えますが、地歴調査において事業者等が調査した結果を利用することが可能であると考えます。

(8) 法第5条調査（土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査）

意見の概要	件数	意見に対する考え方
なし	0	

2. 区域の指定等

(1) 要措置区域

意見の概要	件数	意見に対する考え方
「同一の土壤汚染状況調査により指定された他の要措置区域」という制限の目的を示してほしい。	2	要措置区域等の中には、同一契機で指定されたにもかかわらず、飛び地状に指定される例があり、この場合に、飛び地間での移動が認めておらず、効率的な処理や工事の支障となっていたことから、同一の契機で行われた土壤汚染状況調査により指定された要措置区域等であつて飛び地状に分布するもの間の汚染土壌の移動を可能にすることとしました。
措置の種類で地下水の水質の測定が2つあるのは紛らわしいので地下水の水質の測定Ⅰ、地下水の水質の測定Ⅱなど呼称をつけた方がよい。	1	御意見を踏まえ、それぞれの措置については、通知等で分かりやすく説明します。
別表1一の項の右欄の「次項から六の項までの左欄に掲げる土地に応じ、それぞれこれらの項の中欄及び右欄に定める汚染の除去等の措置」について、一の項の左欄に掲げる土地は地下水汚染が生じていない土地であることから、二の項から六の項までの左欄に掲げられている土地のいずれにも該当せず、どの項に規定さ	1	御意見を踏まえ、修正します。

<p>れている措置についても選択することができない状態となっているため修文すべき。</p>		
<p>法第7条第1項の汚染除去等計画を提出する場合にも、法第12条の土地の形質の変更届出書の提出は必要となるのか。内容が重複する可能性が高いと考えられる。</p>	1	<p>要措置区域において法第7条第1項に基づく汚染除去等計画を提出する場合は法第12条第1項に基づく土地の形質の変更の届け出は必要ありません。</p>
<p>別紙3六の項第二号の原位置浄化による除去の二の記載において化学的に分解する方法は、分解生成物の地下水測定を1回でいいとなっているが、措置の対象となる特定有害物質がたとえ目標土壌溶出量以下となっても、分解生成物を生成し続け地下水から検出されることが見られることは少なくないので改めるべき。</p>	2	<p>措置の対象となった特定有害物質の種類については目標地下水濃度を超えない状態が2年間継続することを確認する必要があります。分解生成物については、化学的に分解する方法は比較的短時間で分解が終了する措置であることから1回とすることができるとしております。また、原位置浄化では適用性を確認することとしておりますのでそこで、分解されることが確認されるものとしております。</p>
<p>法第7条第4項の実施措置に関する技術基準のうち、要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合の土壌の品質管理の要件について、「土壌汚染状況調査により基準適合が確認されている土壌」も埋戻しに使用できるようにして頂きたい。</p>	1	<p>要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合における当該土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法については別途告示において定めます。</p>
<p>要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外に「土壌汚染の状況その他必要な情報を把握するためのもの又は観測井を設けるためのボーリング」を追加することであるが、これらの形質変更をする場合は規則第45条、規則第46条の確認の申請も不要にして頂きたい。</p>	1	<p>要措置区域内における土地の形質の変更の例外として土壌汚染の状況その他必要な情報を把握するためのもの又は観測井を設けるためのボーリングについては、規則第45条、第46条に規定する確認の申請は不要です。</p>
<p>飲用井戸の位置が明確にならないと目標地下水濃度を設定することが出来ないため、汚染除去等計画を作成することができない。現在、飲用井戸の位置は全面的な公開はされておらず、飲用井戸の位置、ストレーナーの深さなどの情報は全面公開を前提とした届出を義務づけるべきである。</p>	1	<p>飲用井戸の位置が明確ではない場合であって、都道府県から土地の所有者等に飲用井戸等の位置に関する情報を提供することは、個人情報保護等の観点から必ずしも適当ではないことから、そのような場合にあっては、工事の実施後に地下水基準に適合することを評価する地点を当該要措置区域のある敷地の地下水の下流側の境界等に設定することが望ましいと考えます。</p>
<p>汚染除去等計画の記載事項に、地下水位との位置関係があるが、地下水位の把握は必須か。あるいは溶出量基準超過の場合等のみに限るか。</p>	1	<p>地下水位に関しては、土壌溶出量基準不適合土壌に対する措置を実施する際の土地の形質の変更が帯水層に接するか否かの判断する際の情報となるものです。</p>

<p>汚染除去等計画の記載事項である、地下水位との位置関係について、実測による把握が必要か。地下水の明確な定義が無いように思われるため、通知等で考え方を示していただきたい。</p>	1	<p>基本的に実測による把握が必要と思いますが、詳しくは通知又はガイドラインでお示しします。</p>
<p>原位置浄化措置による土壌汚染の除去について、2年間の地下水観測を行う目的は特定有害物質による土壌汚染が無くなり、再溶出が発生しないことの確認である。したがって、化学的に分解する方法、生物学的に分解する方法をとった場合においても、通常と同じ地下水観測の方法を採用すべきである。また、2年間の地下水観測を開始する前提条件は、特定有害物質が土壌環境基準に適合していることであることから、モニタリング項目の増減は必要ない。</p>	2	<p>原位置浄化の措置においては、措置の対象となった特定有害物質の種類については目標地下水濃度を超えない状態が2年間継続することを確認する必要があります。しかしながら、当該措置の対象となった特定有害物質の分解生成物親物質に関しては、親物質が目標地下水濃度を超えない状態が確認されたとしても、分解生成物による地下水汚染が考えられることから、生物学的に分解する方法その他の方法にあつては2年間目標地下水濃度を超えない状態が継続すること、化学的に分解した場合にあつては1回の確認とすることができるとしました。</p>
<p>汚染除去等計画への記載事項のうち、十二に規定される「汚染土壌を使用する場合」の範囲は、法第9条第1項第1号に規定する「実施措置として行う行為」の範囲で認めるものと考えてよいか。</p>	1	<p>御意見の汚染土壌を使用する場合には、実施措置の一環として行うものであるため、法第9条第1項第1号の要措置区域内における土地の形質の変更の例外となる行為に該当します。</p>
<p>「目標土壌溶出量」、「評価地点」及び「目標地下水濃度」を新たに導入することとなった理由は、人へのリスクの観点や措置実施者への過大な負担を避けるため、措置にあつては必ずしも土壌溶出量基準及び地下水基準への適合を求める必要がないためといった理解でよいか。</p>	1	<p>現行の制度では要措置区域にある地下水の下流側の当該土地の周縁に設置した観測井にて、地下水基準適合までの措置を求められていることから、人の健康へのリスクを考慮すると、評価地点で地下水基準に適合となるように設定することにより、適切なリスク管理がされるものと考えております。</p>
<p>目標土壌溶出量、目標地下水濃度ならびに評価地点の設定の考え方、具体的な設定方法、設定事例、この計算を実施する者を示していただきたい。</p>	5	<p>目標土壌溶出量、目標地下水濃度ならびに評価地点の設定の考え方等については、通知等でお示しします。これらの計算を実施する者は、土地の所有者等になります。</p>
<p>別表3の五の項第一号の措置の実施方法の「ロ」について、揚水した地下水を地下水基準未満（又は特定有害物質が含まれない）に浄化処理したうえで、地下水量の保全を図る目的で地中に還元することは可能か。</p>	1	<p>御意見の点は現行の別表六の四の項下欄口と同様の運用になります。</p>
<p>溶出量が「目標土壌溶出量」不適合である区画は要措置区域に、「目標土壌溶出量」適合だが「溶出量基準」不適合の区画は形質変更時要届出区域に指定されると</p>	1	<p>要措置区域は法第6条、形質変更時要届出区域は法第11条により指定されます。目標土壌溶出量は、措置が完了する条件の一つになり、目標土壌溶出量を算出するの</p>

理解するがよいか。		は、除去等計画作成時になります。
土壌汚染除去等計画及び形質変更時要届出区域における土地の形質変更の届出の記載項目のうち、「施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法」及び「事故、災害その他緊急事態が発生した場合における対応方法」について、事前の計画が不可能である。想定される対応方法の記載の程度について、明記頂きたい。	1	地下水汚染の拡大とは、共通する初期対応として速やかに工事を停止し、原因究明や汚染が拡散した範囲の把握を行い、それらの結果を都道府県に報告することを考えます。また、事故、災害その他緊急事態が発生した場合における対応方法につきましては、緊急時の連絡体制等を記載する等が考えられます。
ボーリング孔を通じた汚染物質の流出をしないような措置の方法については、掘削終了後にモルタル充填等によって遮水層を回復することができるため、一般的なボーリング調査を適用してもよいか。	1	何が一般的なボーリング調査か定かではありませんが、ボーリングによる汚染の拡散を防ぐためにボーリング孔に基準不適合土壌又は特定有害物質がボーリング孔を通じて流出しないための措置を講じる必要があります。
別表1の三の項によると、第二種特定有害物質は、第二溶出量基準に適合せず、地下水汚染が生じている場合でも、原位置封じ込め措置が指示措置として適用可能とされている。一方、別表2の三の項によると、原位置封じ込め措置の場合の記載事項として、第二溶出量基準に適合する状態となったことを確認した結果を記載するように明示されている。整合が取れていないのではないか。	1	第二種特定有害物質で第二溶出量基準に適合しない土壌を、原位置封じ込めや遮水工封じ込めを行うことは適当でないので、措置において第二溶出量基準に適合しない土壌は第二溶出量基準に適合することとしております。
地下水の水質の測定措置による措置の完了が規定されているが、措置を完了した後に、地下水位等が変化し、地下水汚染が新たに生じる可能性があるのではないか。	1	地下水汚染が新たに生じる可能性がある場合は、措置は完了できないものと考えます。
地下水の水質測定措置の完了の際に求められる、「地下水基準を超えるおそれがない」とは、具体的にどのような状況をいうのか。	1	地下水基準に不適合又は目標地下水濃度を超過するおそれがないこととは、地下水濃度が上昇傾向にないことや高止まりしていないなど、その傾向から推測すると今後地下水基準又は目標地下水濃度を超過するおそれがない場合のことです。
汚染除去等計画記載事項で土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が帯水層に接する場合にあっては、当該土壌の飛散等を防止するために講ずる措置とあるが、この場合は、土壌の飛散等が対象ではなく、「地下への浸透又は地下水汚染の拡大を防止するために講ずる措置」である。	2	御意見を踏まえ、修正します。
実施措置の技術的基準のうち、土壌溶	1	御意見を踏まえ、修正します。

<p>出量に適合しない汚染状態にある土壌が帯水層に接する場合にあっては、土地の形質の変更を行うことにより、当該土壌の飛散等を防止するための措置を講じるとあるが、土壌の飛散等が対象ではなく、「地下への浸透又は地下水汚染の拡大を防止するために講ずる措置」である。</p>		
<p>別表2の汚染除去等計画の軽微な変更の対象となる事項において例えば、第三項の右欄イにあるような「…となることを確認した結果が汚染除去等計画に記載されている方法への変更」について、汚染除去等計画の代替方法へ変更しても、変更後の届出は不要という意味か。</p>	1	<p>汚染除去等計画に記載された方法の内容で、確認された結果の範囲内での変更のことを想定しています。</p>
<p>別表3の三の項のニの(1)に示された試料採取地点はイの方法で把握した第二溶出量基準不適合土壌のある範囲は確認したことにならない。本来、イの方法で把握した第二溶出量基準不適合土壌のある範囲について、ハにより第二溶出量基準に適合する汚染状態にしたことを確認するのではないか。</p>	1	<p>三の項のニの本文に「第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある範囲について、次のいずれかの方法により第二溶出量基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。」とあり、その方法として、深さ1メートルから第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある深さまで1メートルごとと規定しております。よって、第二溶出量基準に不適合であった範囲を測定することになります。</p>
<p>別表3の三の項、六の項において「当該土壌に含まれる特定有害物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法」とあるが、溶出量基準に適合しない土壌の特定有害物質の量を測定するため、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法で測定するのではないか。</p>	1	<p>御意見を踏まえ、修正します。</p>
<p>法第7条第9項の報告で、措置の現場工事が完了した時点での報告を求めているが、業務を合理化する意味では、正式な報告書は、全ての工事が完了した時期のみの報告に統合するべきである。</p>	1	<p>汚染の除去等の措置のうち、汚染の除去等を行うための工事と当該工事の効果を確認するために実施する一定期間の地下水モニタリングから成り立っているものについては、工事が不適正であった場合に有効な是正を適時にできるように、当該工事が完了した時点と、地下水モニタリングまで完了した時点の2段階の報告時点を規定することとしました。</p>
<p>深さの限定を行い、試料採取等を行わなかった土壌について、汚染の除去等の措置を講ずる場合とあるが、区域指定されているため、試料採取等を行わなかった単位区画ではないか。</p>	1	<p>深さの限定を行った場合、措置の実施に当たっては土壌汚染状況調査に準じた方法により当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査を行うこととしました。</p>
<p>地下水位はどのような措置でも測定し</p>	1	<p>地下水位に関しては、土壌溶出量基準不</p>

なければならぬのか。		適合土壌に対する措置を実施する際の土地の形質の変更が帯水層に接するか否かの判断する際の情報となるものです。
別表1に記載されている目標地下水濃度に適しているかどうかの判断基準は示されるのか。	1	従来の地下水汚染の有無を確認する方法と同様の方法を想定しています。

(2) 形質変更時要届出区域（臨海部特例区域を除く。）

意見の概要	件数	意見に対する考え方
自然由来等形質変更時要届出区域間の自然由来等土壌の移動又は飛び地間の汚染土壌の移動において、その土壌を用いた土地の形質の変更を当該土壌が搬入された日から60日以内に終了することは工事の利便性を損なうため、使用期限を定めないでほしい（延ばしてほしい）。	3	自然由来等形質変更時要届出区域間の自然由来等土壌の移動又は飛び地間の汚染土壌の移動において運搬される土壌は汚染土壌であり、搬入後土地の形質の変更に使用されないまま長期間仮置きされる状態は望ましくないことから、搬入された土壌は一定の期間内に土地の形質の変更に使用する必要があると考えます。
届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為に「別表3の土壌汚染の状況その他必要な情報を把握するための土壌の採取及び測定に準じた方法により行うボーリング又は観測井を設けるためのボーリング」を追加することであるが、これらの形質変更にかかる確認の申請も不要にしてほしい。	1	形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の例外として土壌汚染の状況その他必要な情報を把握するためのもの又は観測井を設けるためのボーリングについては、確認の申請は不要です。
法第12条第2項の届出書に記載する事項に「土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合の対応方法」を追加することであるが、地下水汚染の拡大の定義と、想定している対応の範囲と対応方法を教えていただきたい。	1	地下水汚染の拡大とは、共通する初期対応として速やかに工事を停止し、原因究明や汚染が拡散した範囲の把握を行い、それらの結果を都道府県に報告することを考えます。また、事故、災害その他緊急事態が発生した場合における対応方法につきましては、緊急時の連絡体制等を記載する等が考えられます。
規則第50条第1項第1号への追加のうち、一の搬出側の規制について、「使用するもの」が明確でない。自然由来等土壌の文言を含めるのが適当ではないか。	1	御意見を踏まえ、修正します。
規則第50条第1項第1号への追加のうち、二の内容について、「届出をする土地」が明確でない。前段には「自然由来等形質変更時要届出区域内」、後段には「形質変更時要届出区域内」の文言を含めるのが適当ではないか。	1	法第12条本文に規定のとおりになります。
一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された区域間における汚染土壌の使	1	汚染土壌を土地の形質の変更に用いることを言います。

<p>用について、可能とする汚染土壌の「使用」の内容を、具体的に示していただきたい。</p>		
<p>土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の土壌の特定有害物質の汚染状態を把握した場合とあるが、把握しなければならない場合はどのような場合か。Ⅱ. 2 (2) ①一に示されている深さ限定のケースでは、試料採取等は必須であり、行わない場合は汚染されているものとして取り扱う必要があると考える。</p>	2	<p>土地の形質の変更を行おうとする者が、別表3の二の項から四の項まで、六の項から八の項まで若しくは十一の項に規定するボーリングによる土壌の採取及びそれと同等な方法により形質変更の範囲の土壌の汚染状態を把握した場合には、当該結果を添付できるものとしております。また、土壌汚染状況調査において深さの限定を行い、試料採取等を行わなかった土壌について土地の形質の変更をしようとする場合は土壌汚染状況調査に準じた方法による調査は必ず行う必要があります。</p>
<p>ボーリング孔に基準不適合土壌又は特定有害物質がボーリング孔を通じて流出しないための措置とあるが、文章がわかりにくいので、「ボーリング孔に基準不適合土壌又は特定有害物質が侵入し、ボーリング孔を通じて流出しないための措置」とすべきである。</p>	1	<p>御意見を踏まえ、修正します。</p>
<p>Ⅱ. 2. (2) ②一における「土地の形質の変更」とは、汚染状態が土壌含有量基準不適合である土地における、形質の変更も含むか。</p>	1	<p>土地の形質の変更とは土壌溶出量基準ないし土壌含有量基準に限定するものではありません。</p>
<p>Ⅱ. 2. (2) ②一における「地下水汚染の拡大が確認された」とは、当該区域の指定を受けた特定有害物質に対してと考えてよいか。</p>	1	<p>当該区域指定の対象となった特定有害物質として差し支えありません。ただし、地下水の水質を監視して施行する場合、他に測定することが望ましいと思われる特定有害物質の測定について妨げるものではありません。</p>
<p>同時に区域指定された飛び地の形質変更時要届出区域の間での土壌の移動でも、搬出元と搬入先の双方で土地の形質の変更の届出を要すると解釈される。自ら使用する飛び地間の土壌のやり取りは一本化してもよいのではないか。</p>	1	<p>法第12条第1項の土地の形質の変更の届出が必要と考えます。</p>
<p>土地の形質の変更に当たり、土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が形質変更時要届出区域内の帯水層に接する場合の環境大臣が定める施行方法で、大深度杭等の施行を行う際は、複数の帯水層に接する可能性がある。汚染拡散の防止措置としては、従来工法で実現可能な範囲に留めて欲しい。</p>	1	<p>土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準については告示において汚染の拡散を引き起こさないために必要な方法を定めます。</p>

<p>Ⅱ. 2 (2) ①において、図面を添付することができるという規定があるが、深さの限定を行うことができたが、しなかった場合に深度方向の調査結果を添付することを言っているのか。</p>	<p>1</p>	<p>御意見の規定は、土地の形質の変更を行う者が、別表3の二の項から四の項まで、六の項から八の項まで若しくは十一の項に規定するボーリングによる土壌の採取及びそれと同等な方法により形質の変更の範囲の土壌の汚染状態を把握した場合のことになります。</p>
<p>Ⅱ. 2 (2) ①一に記載がある、土壌汚染状況調査において深さの限定を行い、試料採取等を行わなかった土壌について土地の形質の変更をしようとする場合、再度深度調査を行わなければならないと解するが、図面を添付するだけで調査を行う必要があるということを示しているのか。</p>	<p>1</p>	<p>御意見の場合について、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出において、「土壌その他の試料採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項」を記載することとしており、当該調査を行う必要があると考えます。</p>
<p>Ⅱ. 2 (2) ①改正前の詳細調査は任意で深度方向の絞込みを行うものであったが、改正法では必須のものになったと解してよいか。</p>	<p>1</p>	<p>形質変更時要届出区域において、詳細調査等の措置を義務づける規定はありませんが、形質変更時要届出区域の指定を解除する場合等においては、原則として、要措置区域における規定に準じて実施するものと考えます。</p>
<p>Ⅱ. 2 (2) ①一において、この追加の深度調査により、新たな項目の汚染が確認された場合、この法第12条届出に添付された土壌汚染状況調査に準じた方法により調査した結果をもって、区域指定の手続を行うことができると解してよいか。</p>	<p>1</p>	<p>御意見の調査結果をもって、台帳の記載事項の変更は行うことができると考えられますが、区域指定の手続きは法第14条第1項の申請により行われるものとなります。</p>
<p>Ⅱ. 2 (2) ①において、準じた方法かどうかの判断基準はどのように考えればよいか。また、それらを含めた判断をするために土地の形質の変更の着手まで14日しか期間がないのは、短いと考えられる。</p>	<p>1</p>	<p>土壌汚染状況調査に準じた方法とは、規則第3条から第15条に規定された方法に準じたものを想定しております。なお、本届出については、届出前に土地の所有者等と事前に相談等を行うことが望ましいと考えます。</p>
<p>Ⅱ. 2 (2) ②において土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法とあるが、帯水層に接しない施行方法の場合は、地下水汚染の有無の確認を行う必要が無いということによいか。</p>	<p>1</p>	<p>地下水汚染が確認されたとしても帯水層に接しない施行方法であるため、当該施行方法に起因した地下水汚染の有無の確認の必要はありません。</p>
<p>法第18条第1項第2号に規定する運搬を行う場合は、搬出側は法第16条第1項の搬出届を提出し、受入側は法第12条第1項の形質変更の届出を提出することによいか。</p>	<p>1</p>	<p>法第18条第1項第2号に規定する搬出を行う場合は、搬出側においては法第16条第1項の搬出届に加えて、法第12条第1項の届出を提出する必要があり、受入側においては法第12条第1項の届出を提出</p>

		する必要があります。
法第 18 条第 1 項第 2 号に規定する運搬を行う場合は、受入側は盛土のみの場合 法第 12 条第 1 項に規定する土地の形質の変更の届出は不要か。	1	2. (2) ③にお示ししたとおり、自然由来等形質変更時要届出区域間の自然由来等土壌の移動に係る土地の形質の変更については、搬出側、受入側ともに土地の形質の変更の届出を要しない行為に該当しないため、届出を提出する必要があります。
自然由来等形質変更時要届出区域間の自然由来等土壌の移動又は飛び地間の汚染土壌の移動において、その土壌を用いた土地の形質の変更を当該土壌が搬入された日から 60 日以内に終了したことをどのように確認するのか。	1	管理票が交付されている場合は引き渡し年月日の記録欄と処理完了年月日の記録欄で確認が可能です。自ら運搬し、自ら処理する場合は管理票が交付されないため、引き渡しの実際の日付は確認できないものの、土地の形質の変更の完了日は台帳に記載されるため、事後的に確認できると考えています。
形質変更時要届出区域における土壌汚染の除去（掘削除去）の場合、区域指定の解除に係る要件である目標地下水濃度とは現行の土壌汚染対策法の地下水基準を指すとの解釈で良いでしょうか。	1	形質変更時要届出区域の解除に係る要件は、現行の土壌汚染対策法のとおりとなります。
一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の形質変更時要届出区域の間で土壌の移動がある場合（飛び地間の土壌の移動）、法第 16 条届出や管理票は不要ではないか。	1	飛び地間の土壌の移動は、要措置区域等外へ汚染土壌を搬出することになるため、法第 16 条第 1 項の搬出の届出を行い、運搬基準を遵守するとともに、その運搬を他者に委託する場合は管理票の交付等を行うことが必要と考えます。

(3) 臨海部特例区域（形質変更時要届出区域であって、法第 12 条第 1 項第 1 号の確認を受けた土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針の確認に係る土地の区域）

意見の概要	件数	意見に対する考え方
⑩の届出書の記載事項については、臨海部特例区域の所在地、施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認又は土地の形質の変更の施行中に基準不適合土壌若しくは特定有害物質の飛散等若しくは地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場所やこれらが確認された特定有害物質の種類及び把握した日を追加すべき。	1	御意見を踏まえ、追加します。
⑫に記載された届出書の記載事項について、臨海部特例区域の所在地、施行管理方針を廃止する場所、施行管理方針の確	1	御意見を踏まえ、追加します。

<p>認を受けた日、施行管理方針の廃止予定日、施行管理方針の廃止の理由、施行管理方針の廃止に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態、人為等に由来する汚染のおそれのある場合にあっては当該特定有害物質の種類を追加すべき。</p>		
<p>臨海部特例区域であっても、自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用する場合は法第12条第1項の届出（事前届出）は必要ではなく、法第12条第4項の届出（事後届出）のみを行えばよいと解釈すべきか。</p>	1	<p>御意見のとおりです。</p>
<p>人為等による汚染のおそれの少ない土壌も存在している場合があることから、臨海部特例区域内の土地の全部又は一部が自然由来等形質変更時要届出区域になることはないことを示すべきである。</p>	2	<p>臨海部特例区域には、人為等による汚染のおそれのない土地も存在している場合があることから、自然由来等形質変更時要届出区域の要件に該当する土地も存在することと考えられます。</p>
<p>現行の記載では、臨海部特例区域は同質でない自然由来等形質変更時要届出区域の土壌でも移動可能の様な誤解を受けるので、「同一港湾内における」等の表現が必要ではないか。</p>	1	<p>臨海部特例区域においても自然由来等形質変更時要届出区域に該当する土地はあるものと想定されますが、区域間の移動については、Ⅱ. 3. (3)の要件を満たす必要があります。</p>
<p>土地の形質の変更の施行に関する方針の基準には、「当該土地の土壌の第一種特定有害物質、第三種特定有害物質…第二溶出量基準に適合するもの」との条件が付記されているが、臨海部特例区域の土地の要件には同様の条件が記されていない。この条件に該当しない土地は臨海部特例区域になれないと解釈すべきか。</p>	1	<p>2. (3) ③表は、左欄及び中欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる施行方法の基準を示したものとなります。御意見の条件に該当しない場合は、同表の他の項に該当するものと考えます。</p>
<p>「施行管理方針の確認に係る土地の区域内の土壌の移動又は区域外からの土壌の搬入又は区域外への土壌の搬出の有無…に関する事項を記載することができる」とあるが、これらの土壌の移動等は法第12条第1項第2号に該当すると解釈すべきか。</p>	1	<p>施行管理方針の確認に係る土地の区域内の土壌の移動又は区域外からの土壌の搬入又は区域外への土壌の搬出に伴う土地の形質の変更については、必ずしも御意見にあるような軽微な行為等に該当するものではありません。</p>
<p>汚染土壌の飛び地間移動を利用して、臨海部特例区域間で土壌を移動した場合、人為由来汚染が特定された場合については、当該箇所を臨海部特例区域から除外することになるのか。</p>	1	<p>臨海部特例区域において人為等由来の汚染が確認された場合は、2. (3) ⑩の届出を行うこととなり、施行管理方針の廃止又は取り消しを受けることとなります。</p>
<p>臨海部特例区域の場合、1年ごとに1年間に行われた土地の形質の変更を事後届出することになることから、専ら自然由来又は専ら水面埋立て用土砂由来の基</p>	1	<p>御意見を踏まえ、土地の区分及び土地の区分に応じた施行方法について変更をしようとするときは、あらかじめ都道府県知事に届け出ることとしました。また、Ⅱ.</p>

<p>準不適合土壌のみが存在していることを都道府県知事が確認できない期間が存在することを示すべきである。</p>		<p>2. (3) ⑩において、人為等の由来する汚染が確認された場合は都道府県知事へ届け出ることとしています。このため、都道府県知事が確認できることとなっています。</p>
<p>法第 12 条第 1 項第 1 号の確認のために、土地利用の変遷を調べる必要があることから、申請の際に必要な事項として地歴調査を追加する必要がある。</p>	<p>1</p>	<p>法第 12 条第 1 項第 1 号の確認は、既に形質変更時要届出区域に指定されていることが前提となります。当該区域指定に係る土壌汚染状況調査結果に地歴調査は含まれますが、当該区域指定後の地歴に関しては、必要に応じてⅡ. 2. (3) ①七において、都道府県知事が必要と認める事項として申請者に求めることが考えられます。</p>
<p>臨海部特例区域内において、人為等に由来する汚染状態が確認された場合や、土地の形質の変更の施行中に基準不適合土壌若しくは特定有害物質の飛散等が確認された場合の届出は、1年ごとの事後届出と同時に行うことになるのか。</p>	<p>1</p>	<p>人為等の由来する汚染等が確認された場合等にあつては、その都道府県知事へ届け出る必要があります。</p>
<p>臨海部特例区域内において特定有害物質の使用履歴が確認された場合は、特例区域の指定が取り消されるか。</p>	<p>1</p>	<p>Ⅱ. 2. (3) ⑬の要件に該当している場合は取り消されることとなります。</p>
<p>⑤一の一、二のロには人為等由来の汚染のおそれ等の要件として 3 つ併記されていると読めるが、いずれかの要件を満たせばよいと考えてよいか。その場合、2番目の要件に「人為由来のおそれが少ない土地の区分に分類した土地」との記述があるが、人為由来を排除している文章の中であるため、違和感がある。</p>	<p>1</p>	<p>Ⅱ. 2. (3) ⑤一の一、二のロに記載のある人為等由来の汚染のおそれ等の要件に関しては、人為等由来の汚染のおそれが元々ない敷地の土地か、人為等由来の汚染のおそれのある敷地の土地の一部であつて汚染のおそれの区分のうち、汚染のおそれが少ない土地、汚染のおそれが少ない土地に分類される土地のいずれかの土地及び試料採取等の結果、人為由来の汚染が確認されなかった土地のいずれかという意味の要件です。</p>
<p>人為等に由来することが確認された場合における対応方法とあるが、これは該当箇所の土壌汚染の除去等を行うことによって、臨海部特例区域を維持するといったことが想定されているか。</p>	<p>1</p>	<p>御意見のような内容も想定されますが、必ずしも臨海部特例区域を維持するものとはならないと考えます。</p>
<p>土地の形質の変更の施行中の基準不適合土壌若しくは特定有害物質の飛散等若しくは～とあるが、これは地下水汚染の拡大を防止するために実施した措置の内容であるため、先の基準不適合土壌とは土壌溶出量基準不適合の場合のみと解釈してよいか。</p>	<p>1</p>	<p>基準不適合土壌は、土壌溶出量基準に適合しない土壌のほか、土壌含有量基準に適合しない土壌も含まれます。</p>
<p>深さ限定の土壌汚染状況調査を行い、</p>	<p>1</p>	<p>土壌汚染状況調査の結果、形質変更時要</p>

<p>臨海部特例区域に指定されることはあるのか。通常の土壤汚染状況調査を実施した場合のことも記載すべきではないか。そもそも人為的原因が確認されても、試料採取等調査を実施せずに形質変更時要届出区域から臨海部特例区域になるため、このようなことはないのではないか。</p>		<p>届出区域に指定され、施行管理方針が基準に適合するものとして確認を受ければ、臨海部特例区域になります。なお、御意見にあるような人為等由来による汚染が確認された場合には、確認の要件を満たされないものと考えられます。</p>
<p>⑤臨海部特例区域に係る要件において、人為等に由来するおそれが少ない土地を残した意図は何か。外すべきではないか。</p>	1	<p>工業専用地域においては、工場が立地していることから土壤汚染の可能性はあるものの、臨海部にあつては一般の居住者による地下水の飲用及び土壤の直接摂取による健康リスクは低いと考えられ、人為等による汚染が確認されていない限り、人為等に由来するおそれが少ない土地も含めることが適当と考えます。</p>
<p>⑥地下水の飲用がない土地で、土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するものとして法第12条第1項第1号ロの環境省令で定める要件に該当していた場合、同様に土地の形質の変更の届出の例外と判断することはできないか。</p>	1	<p>御意見で想定されている条件がわかりませんが、臨海部特例区域については、法第12条第1項第1号の確認を受けた場合に限り、法第12条第1項の土地の形質の変更の届出の特例の対象となります。</p>
<p>⑦施行管理方針の中で、搬出元や搬出先を示させるべきではないか。</p>	1	<p>Ⅱ.2.(2)⑦の事項は事後届出する項目を列挙しています。施行管理方針作成の際には、必ずしも形質の変更の具体的内容が決定しているとは限らないため、施行管理方針の中に搬出元、搬出先を示すことはできないと考えます。</p>
<p>⑦この段階で具体的な方法が決定していないケースが十分に考えられるが、決定した時点で遅滞なく変更届出を提出することで対応する必要があるのか。</p>	1	<p>Ⅱ.2.(2)⑦の事項は1年ごとに行われる事後届出する項目を列挙しております。</p>
<p>⑧できる規定ではなく、添付させるべきではないか。</p>	1	<p>区域内の土壤の移動について管理し、当該図面を⑦の届出書に添付していた場合には、施行管理方針廃止時における追完調査において、土地の履歴に基づいた当該土地の土壤の汚染状態を把握できるというものであり、添付は義務ではなく、「できる」とすることが適当であると考えます。なお、当該図面を添付していなかった場合には、区域内の土壤の移動があったことを前提に、区域内の汚染状態を把握するものと考えます。</p>
<p>⑩措置の命令規定がないため、措置を行わない場合が想定されないか。その際は確認の取消しを行うのみでよいのか。</p>	1	<p>措置を行わない場合は施行管理方針の確認の取消しを行うこととなります。措置の実施に関しては、行政指導で実施してい</p>

措置を行わない又は不十分な場合は適正な措置を行わせるべきであると考えますが、それは自治体判断の行政指導で対応すべきなのか。		くことになると思います。
---	--	--------------

(4) 指定の申請

意見の概要	件数	意見に対する考え方
規則第 56 条に規定される「申請に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面」の具体的な例を提示してほしい。	1	ガイドラインにおいて必要な説明等を示すこととします。
将来的に法第 4 条届出を控えた法第 14 条申請の場合、土壌汚染状況調査の試料採取対象範囲を最大形質変更深さより 1 メートル深い位置までとすべきではないか。地歴調査は試料採取の対象としなかった範囲も含む。	1	法第 14 条申請に係る調査では、土地の形質の変更を前提とした調査ではないため、深さを限定した調査を認めないことが適当であると考えます。

(5) 台帳

意見の概要	件数	意見に対する考え方
規則第 58 条において、汚染除去等の措置の実施場所及び施行方法を明らかにした図面とあわせて、汚染除去等計画の提出に伴う実施状況についても追記頂きたい。	1	御意見については、今後の制度検討の際の参考とさせていただきます。
自治体により台帳の記載方法に差異が生じると考えられることから、台帳の様式を統一する等、分かりやすく提示してほしい。地方自治体のホームページ上においても、改正で記載することとなる事項を掲載することを要望する。	1	台帳のうち、帳簿については規則において、様式を定めています。図面については、統一的なフォーマットを提示することは困難であるため、届出者にて作成いただくものと考えています。自治体ホームページへの掲載については、自治体において判断されるべきものと考えます。
台帳は、土壌汚染状況調査における深さの限定に関する項目を加えた、新たな様式となるのか。	1	御意見のとおり土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類に関する項目を新設することとします。
試料採取等において深さの限定を行い、基準適合であった土地について、地歴調査で把握された汚染のおそれが調査さ	1	台帳において、土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等の対

<p>れずに残っている場合には、土壤汚染のおそれのある土地であることから、土壤汚染のない土地という評価ではなく、試料採取等の結果が基準に適合していた土地でしかないことがわかる仕組みを作るべきである。</p>		<p>象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類に関する項目を新設することとし、土壤汚染状況調査において深さの限定を行った土地を明らかにしています。</p>
<p>地表では汚染のおそれがなく、地下配管の深度で深で不適合が検出され区域指定された土地においては、深度方向の汚染分布を台帳に記録できる制度を導入すべきである。</p>	1	<p>Ⅱ. 2. (5)⑥一及び⑦で示したとおり、台帳に土壤汚染状況調査において要措置区域等内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び図面に係る土壤の汚染状態を明らかにした調査の結果を追加することとします。</p>
<p>⑥ここでいう、試料採取等を行わなかった単位区画とは、深さの限定により試料採取等を行わなかった区画を図面により明示するということか。汚染のおそれがないため試料採取等を行わなかった区画はこれまでどおり記載する必要が無いと考えてよいか。</p>	1	<p>御意見のとおりです。</p>
<p>埋立地特例区域について、昭和52年3月15日より前に埋立てが開始された公有水面埋立地について、「特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するもの」ではなく、「第二種特定有害物質（シアン化合物を除く）であり、第二溶出量基準に適合するもの」に限定されるのはなぜか。</p>	1	<p>昭和52年3月15日より前に埋立てが開始された公有水面埋立地については、自然由来による土壤汚染と同等程度であることが適当と考えられるため、そのような規定としたものです。</p>

3. 汚染土壤の搬出等に関する規制

(1) 認定調査

意見の概要	件数	意見に対する考え方
<p>④三に記載された「＜別表3＞の六の項に規定する土壤の目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤を当該要措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合当該埋め戻した土壤」は、目標土壤溶出量を超えない汚染状態であることは担保できるが、基準適合土壤として扱うことはできないのではないか。</p>	2	<p>御意見を踏まえ、「目標土壤溶出量を超える汚染状態又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤を当該要措置区域等内に設置した施設において浄化し、当該浄化した土壤(当該土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合することを確認した場合に限る。)で埋め戻した場合であり、かつ、当該埋め戻した土壤が適切に管理されている場合」における当該埋め戻した土壤について、土壤の採取を行わずに認定済</p>

		土壌と扱うことができることとする旨の修正をすることとします。
土壌の認定に係る申請書には、認定を受けた土壌の搬出予定年月日、搬出完了予定年月日を記載するべきである。	1	認定調査は法第 16 条第 1 項に基づく汚染土壌の搬出の際に、例外的に法の規制を受けない土壌を認定するための調査であり、当該土壌は認定済土壌としての搬出が可能です。当該搬出を行う期間については個別事案により異なり、また認定の有効期間を定めているものではないことから、搬出予定年月日、搬出完了予定年月日を記載する規定を設けることは適当ではないと考えます。
都道府県の認定に係る通知の有効期限を規定すべき。都道府県の認定から時間が経過するにつれて再度土壌が汚染されるリスクが高まるが、認定土壌を速やかに搬出しない者が存在し、対応に苦慮している。	1	認定調査において、搬出を行う期間については個別事案により異なり、また認定の有効期間を定めているものではないことから、搬出予定年月日、搬出完了予定年月日を記載する規定を設けることは適当ではないと考えますが、御意見のようなケースにおいては運用において必要な指導を行っていただくことが適当と考えます。
掘削後調査において、1 m ごとの土壌掘削とそのロット管理は施工管理業務が多くなる。単位区画ごとに掘削した土壌を 100 m ³ ごとに区分しロット管理する程度にして欲しい。	1	1 つの単位区画であっても、深度方向に汚染の状況が変わりうることから、ロットの管理については、現行の掘削後調査の方法と同様の方法が適当であると考えます。
②次の一又は二に掲げる区分に応じ、当該一又は二に定める掘削対象単位区画について、試料採取等の対象とすることとするがあるが、区域指定が既にされていることから、新たに区画することはないのではないか。	1	区画の方法については、現行の土壌汚染対策法施行規則第 59 条第 2 項第 3 号の方法から変更ありません。
申請に係る都道府県の認定通知書の様式を定めるべき。	1	御意見については、今後の制度検討の際の参考とさせていただきます。
掘削対象地を含む要措置区域等の指定後に当該要措置区域等に土壌が搬入された場合の届出について、届出書の様式及び添付する図面等についても規定すべきである。	1	Ⅱ. 3. (1) ①三イに示したとおり、要措置区域等外から土壌が搬入された場合における届出書を定めるとともに、搬入された土壌の場所を明らかにした図面を添付することとします。なお、届出書については規則において様式を示します。
形質変更時要届出区域に土壌の搬入がある場合には区域指定時の汚染状態が維持されていないと考えられるため、土壌が搬入された場合の届出のような情報も添付して法第 12 条の届出の対象とすべき。	1	形質変更時要届出区域等外から土壌が搬入された場合において、搬入された土壌の場所を明らかにした図面を添付して当該形質変更時要届出区域等の指定の日から一年ごとに搬入された土壌に係る届出を行わないときは、原則として全ての特定有害物質を試料採取することになります。

		<p>なお、法第 12 条の届出は土地の所有者等の届出の負担等を勘案し、通常の管理行為及び軽易な行為等を除き、土地の形質の変更をする者に届出を義務付けており、今回の改正において、当該通常の管理行為及び軽易な行為等を改正し、全ての土壌が搬入される場合を届出の対象とすることは適当でないと考えます。</p>
<p>既に基準に適合していることを届け出ている土壌や、台帳の記載により基準適合が認められる土壌については、法第 12 条届出書に土地の形質の変更方法を記載すれば、基準適合の認定の申請も不要にして頂きたい。</p>	1	<p>Ⅱ. 3. (1) ④に示したとおり、浄化等済土壌等及び土壌汚染状況調査の結果特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものと認められる土壌等がある場合であり、かつ、当該土壌が適切に管理されているときは、土壌の採取を行わずに認定済土壌とすることができることとします。一方、認定調査時地歴調査において、当該土壌が適切な管理がされていること及び新たな汚染のおそれの有無等を把握して試料採取等の要否を判断するため、認定の申請が必要であると考えます。</p>
<p>認定調査での指定に係る特定有害物質の種類とは、物質ではなく溶出量、含有量、の項目を示すことか。</p>	1	<p>指定に係る特定有害物質の種類とは、区域指定の対象となった政令で規定された特定有害物質の種類をいいます。</p>
<p>認定調査において、基準に適合しない有害物質を含む土壌が要措置区域等に搬入された場合にも、第三種を除く全ての特定有害物質が対象となるのか。</p>	1	<p>Ⅱ. 3. (1) ①に示したとおり、要措置区域等外から土壌が搬入された場合において、搬入された土壌の場所を明らかにした図面を添付して当該要措置区域等の指定の日から一年ごとに搬入された土壌に係る届出を行った場合においては、当該搬入された土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないと認められる当該特定有害物質の種類を試料採取等の対象とし、当該届出を行わなかった場合は、原則として全ての特定有害物質を試料採取等の対象とすることとなります。なお、認定調査時地歴調査において、掘削対象地において土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合していないおそれがないと認められる場合においては当該第三種特定有害物質を除くこととします。</p>
<p>指定調査機関が＜別表 3＞の二の項から四の項まで、六の項から八の項まで若しくは十一の項に規定するボーリングに</p>	1	<p>認定調査時地歴調査において、台帳に記載された当該ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法による調査の結</p>

<p>よる土壌の採取の結果を利用して認定申請を行う場合の、方法や手順を示してほしい。</p>		<p>果、掘削対象地を含む要措置区域等内の土地の土壌のうち、特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものと認められる土壌が、新たな汚染がなく当該土壌が適切に管理されていると認められるときは、当該土壌の採取を行わずに認定済土壌と扱うことができることとなります。</p>
<p>認定調査における要措置区域等への土壌の搬入の判断について、1年目に土壌の搬入を届け出て、その後土壌の搬入が無いことから届け出が行われなかった場合、認定調査時の自己申告により、1年目以降は搬入されていないと認められるか。もしくは、搬入が無いことを毎年届ける必要があるのか。</p>	2	<p>土壌の搬入がない場合においても、土壌の搬入がない旨の届出を行わない場合は、要措置区域等外から土壌が搬入されたかどうか明らかでないとして認められる場合に該当し、原則として全ての特定有害物質を試料採取等の対象とすることとなります。このため、試料採取等の対象とする特定有害物質の種類を限定を行うためには、土壌の搬入がない旨の届出を行う必要があります。</p>
<p>自然由来の土壌汚染については、土壌汚染状況調査で把握できた物質以外の物質による汚染状態が不明なままであるため、認定調査では、自然由来の土壌汚染のおそれのある第二種特定有害物質（シアン化合物を除く8物質）は全ての場合に試料採取等の対象にすべきである。</p>	1	<p>第一次答申において自治体アンケートによれば、認定調査時に区域指定対象物質以外の物質について基準不適合が判明した事例はほとんどないことが示されたことから、認定調査の対象となる特有害物質の種類は、Ⅱ.3.(1)①で示したとおりとすることが適当であると考えます。</p>
<p>水面埋立て用土砂由来の土壌汚染については、土壌汚染状況調査で把握できた物質以外の物質による汚染状態が不明なままである。特に、浚渫土の場合は、高度成長期の工場排水に含まれていた有害物質が含まれている可能性がある。そのため、認定調査では、水面埋立て用土砂については、全ての特定有害物質(26種類)について試料採取等の対象にすべきである。</p>	1	<p>第一次答申において自治体アンケートによれば、認定調査時に区域指定対象物質以外の物質について基準不適合が判明した事例はほとんどないことが示されたことから、認定調査の対象となる特有害物質の種類は、Ⅱ.3.(1)①で示したとおりとすることが適当であると考えます。</p>
<p>Ⅱ.3.(1)④三に規定している「浄化したもの」とは、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していることを確認した土壌でよいか。</p>	1	<p>御意見のとおりです。</p>
<p>認定調査の過程において、複数の特定有害物質の調査を行った場合、基準不適合となった特定有害物質のみ処理することができる汚染土壌処理業者へ委託することは可能か。もしくは、対象物質全てを処理できる業者である必要があるか。</p>	2	<p>現行の汚染土壌の搬出等に関する規制と同様の規制が適用されることとなり、区域指定対象物質を処理することができる汚染土壌処理業者へ委託することとなります。認定調査において土壌の区域指定対象物質以外の特定有害物質の汚染状態が明らかになった場合にあっては、当該特定</p>

		有害物質を処理することができる汚染土壌処理業者へ委託することが望ましいと考えます。
掘削対象地を含む要措置区域等の指定後に当該要措置区域等に土壌が搬入された場合とあるが、これは区域指定された区画のみを指すということで良いか。	1	御意見のとおりです。
①三口は全て30メートル格子での採取とするのか。搬入土壌が浄化等済み土壌や認定土壌であり、その後、人為的汚染が起こらなかったということが分かっている場合も30メートル格子での採取となるのか。	1	Ⅱ.3.(1)②二で示したとおり、①三口に掲げる特定有害物質を試料採取等の対象とする場合は、掘削対象30メートル格子ごとに試料採取等を行うこととなります。また、Ⅱ.3.(1)④一で示したとおり、浄化等済み土壌等であり、かつ、当該土壌の汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していることを記録により適切に管理されているときは、土壌の採取を行わないことができることとします。
Ⅱ.3.(1)④二の「土壌の汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していると認められる土壌」とあるが、これは分析した結果により各基準に適合していることを確認した土壌のみを指すのか、あるいは連続2深度の基準適合の確認により最初の基準適合深度以深には基準不適合は存在しないと判断したものも含まれるのか。	1	調査の結果、要措置区域等内の土地の土壌のうち、特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものと認められる土壌に限り、未調査の土壌については含まれません。
①搬入土についての分析項目は、計量証明の添付や搬入元により（例えば山土ならシアンを除く第二種特定有害物質のみ）などを判断すればよいか。また、搬入の有無が不明な場合は全項目分析であるということか。	1	要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合における当該土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める告示においてお示しします。
④二その他の方法又はこれと同等な方法は、どのようなものを想定しているか示されたい。	1	当該箇所で示したボーリングによる土壌の採取及び測定（いわゆる詳細調査）と同等の方法で形質変更時要届出区域内の汚染状態を調査した結果を想定しています。
区域指定の日から1年ごとに、搬入土壌の届出の手続き制度を創設するのは、土地所有者の管理が煩雑な上、土地所有者等への周知が容易ではない。現行の土壌汚染対策法第12条届出を活用し、搬入土壌の性状確認の項目を入れた方が良い。	1	法第12条の届出は、土地の所有者等の届出の負担等を勘案し、通常管理行為及び軽易な行為等を除いたうえで、土地の形質の変更をする者に届出を義務付けています。当該通常管理行為及び軽易な行為等を改正し、全ての土壌が搬入される場合を届出の対象とすることは届出の過大な負担となり、適当でないと考えます。

(2) 汚染土壌の搬出

意見の概要	件数	意見に対する考え方
飛び地間移動について、同一の土壌汚染状況調査に限定せず、同一敷地内の形質変更時要届出区域の間で搬出された汚染土壌を使用できるようにして頂きたい。	6	要措置区域等の中には、同一契機で調査されたにもかかわらず、飛び地状に指定される例があり、この場合に、飛び地間の土壌の移動が認められておらず、効率的な処理や工事の支障となっていたことから、同一の契機で行われた土壌汚染状況調査により指定された要措置区域等であって飛び地状に分布するものの間の汚染土壌の移動を可能にすることとしました。
現行の土壌汚染対策法においては第3条や第4条の調査結果に基づいて指定された区域において、措置のために法第14条申請による指定を行い、その範囲の土の移動は認められていたが、今後は認められないのか。	1	法第14条申請の制度については、変更はありません。
汚染土壌の運搬基準に係る積替え・保管について、保管に係る積上げ高さ制限を設けるべきではないか。	2	具体的な高さ制限は設けていませんが、運搬基準として飛散等を防止することが求められており、これを遵守していただく必要があります。
汚染土壌の搬出者が適正処理を確保するために浄化確認、最終処分、もしくはセメント原料化に至るまでの追跡調査の努力義務をもうけるべき。	1	御意見については、今後の制度検討の際の参考とさせていただきます。
管理票の電子保管を有効とするのであれば、電子化された管理票の運用を有効とすべき。	2	御意見については、今後の制度検討の際の参考とさせていただきます。
法第18条第1項第3号について、なぜ一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要措置区域等の中での移動に限るのか。	2	要措置区域等の中には、同一契機で調査されたにもかかわらず、飛び地状に指定される例があり、この場合に、飛び地間の土壌の移動が認められておらず、効率的な処理や工事の支障となっていたことから、同一の契機で行われた土壌汚染状況調査により指定された要措置区域等であって飛び地状に分布するものの間の汚染土壌の移動を可能にすることとしました。
飛び地間の土壌の移動をさせたいために、改めて調査を実施し、以前の調査と異なる結果が出た場合はどのように判断されるか。	1	飛び地間の土壌の移動は、すでに行われた一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要措置区域等の中の汚染土壌の移動についての特例です。
汚染土壌の搬出の届出において「自然由来等土壌を自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に他人に使	2	搬出区域と受入区域の土地の所有者等の中で交わされた契約書、注文書又は受入同意書の写し等が考えられます。

用させる場合にあってはその旨を証する書類」として想定する書類について、具体的に示していただきたい。		
汚染土壌の搬出の届出事項である規則第 62 条の内容について、「自然由来等形質変更時要届出区域の所在地」および「要届出区域等の所在地」の前に、それぞれ『搬出先の』を追加する必要があると考える。	1	当該規定は御意見のとおり搬出先(受入側)の要措置区域等又は自然由来等形質変更時要届出区域を指していますが、法令上は追記は不要となります。
「一の土壌汚染状況調査に基づき指定された要措置区域等であることを証する書類」の具体的な例を提示してほしい。	1	当該要措置区域等に係る台帳の写し等が想定されます。
要措置区域間及び形質変更要届出区域間の汚染土壌の移動についてはどこにも記されていないので追加すべきである。	1	Ⅱ. 2. (2) ⑧に、一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要措置区域等の間において、一の要措置区域から搬出された汚染土壌を他の要措置区域内の土地の形質の変更、又は、一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を他の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更自ら使用し、又は他人に使用させる場合についてお示ししております。なお、一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された区域であっても、要措置区域と形質変更時要届出区域の間の汚染土壌の移動はできません。
自然由来汚染土壌については他県への移動も想定されるが、持ち込みや埋立ての行為を規制している行政区があることから、当該行政区間の情報共有及び意見照会を行う必要があるのではないかと。	1	他の都道府県等への汚染土壌の移動については、必要に応じて自治体間で情報共有等を行っていただくことが望ましいと考えます。なお、法第 16 条第 1 項の搬出の届出については、積替・保管を行う経路自治体に情報伝達することが望ましい旨を通知(土壌汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行等について(平成 29 年 12 月 27 日付け環水大土発 1712271 号環境省水・大気環境局長通知))において示しています。
汚染土壌の搬出の届出様式は、現行では汚染土壌処理施設へ持ち込むことを前提とした作りになっているため、修正が必要。	1	必要な様式の改正を行います。
土壌汚染対策法の改正前に区域指定を受けた要措置区域等であっても、「一の土壌汚染状況調査に基づき指定された要措置区域等」であれば、汚染土壌の移動が可能か。	1	改正法の施行日の前後にかかわらず、一の土壌汚染状況調査に基づき指定された要措置区域等であれば、その間の汚染土壌の移動は可能です。
汚染土壌の飛び地間移動は、一の土壌汚染状況調査で区域指定を受けた要措置	1	御意見のとおりです。

区域間又は形質変更時要届出区域間であれば、特定有害物質の種類や濃度によらず、土壌を移動することができるとの解釈で良いか。		
汚染土壌を積載した車両が要措置区域等から出て、同じ区域に戻るような場合も、汚染土壌の飛び地間移動の解釈として認められるか。	1	飛び地間の土壌の移動については、法第18条第1項第3号に「一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要措置区域等の間」と規定されているため、区域外を経由する同一の要措置区域等への運搬は該当しません。
法第18条第1項第2号規定する運搬を行う場合は、法第12条第1項に規定する土地の形質の変更の届出を必ず提出することを規定するべきと考える。	1	2.(2)③にお示ししたとおり、規則第50条第1項第1号に自然由来等形質変更時要届出区域間の自然由来等土壌の移動に係る搬出側と受入側における土地の形質の変更を追加することとしています。
法第18条第1項第2号規定する運搬を行う場合は、搬出時に自然由来等土壌が専ら自然由来又は専ら埋立柱材由来の汚染しかないことを確認させる必要があると考える。	1	II.3.(2)①ニにお示ししたとおり、汚染土壌を法第18条第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、法第16条第1項の届出に自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして法第18条第2項の環境省令で定める要件に該当することを証する書類を添付することとしています。
法第3条と第4条、第14条のように法の契機が別である調査結果は一つの土壌汚染状況調査には含まないのか。	1	法の契機が別である調査の結果は、一の土壌汚染状況調査の結果にはなりません。
汚染土壌の搬出の届出に添付する書類として追加される「自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を、他の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面」について、具体的に範囲、深さ等を示してもらいたい。	1	自然由来等土壌を土地の形質の変更に使用する場所が把握できる範囲及び深さの図面を想定しています。

(3) 自然由来等形質変更時要届出区域間の移動等

意見の概要	件数	意見に対する考え方
法第18条第1項第2号口の環境省令で定める基準に該当しているか判断する方法について、詳細な方法や考え方を示してもらいたい。	5	法第18条第1項第2号口の環境省令で定める基準に該当しているか判断する方法については別途ガイドラインに詳細を示す予定ですが、その判断に当たっては、必要に応じて専門家に意見を聞く等の対

		応を行っていただければよいと考えます。
自然由来特定区域間で汚染土壌を移動できるようになったことにより、汚染土壌処理業と解されるような行為や著しく長距離の移動を行うなど、不適正な行為が行われる懸念がある。	3	自然由来等形質変更時要届出区域間の移動は、Ⅱ. 3. (3) にお示しした要件を満たす必要があります。また、この要件を満たす範囲内であれば他者が移動を行うことや、移動の距離について制限するものではありません。
法第 18 条第 1 項第 2 号ロの環境省令で定める基準に適合していることを搬出届に明記させるべきではないか。	1	Ⅱ. 3. (2) ①ハにお示ししたとおり、汚染土壌を法第 18 条第 1 項第 2 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合には、法第 16 条第 1 項の届出に自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内地質が法第 18 条第 1 項第 2 号ロの環境省令で定める要件に該当することを証する書類を添付することとしています。
自然由来の汚染であることを認める自治体と、認めない自治体が出てくることにより、自然由来等土壌の区域間移動の運用に不公平が生じると懸念される。	1	法第 18 条第 1 項第 2 号に規定する自然由来等形質変更時要届出区域間の自然由来等土壌の移動については、自然由来等形質変更時要届出区域の要件を法第 18 条第 2 項の環境省令により定めることとしており、その要件に該当するかの判断方法については別途ガイドラインに詳細を示す予定です。
法第 18 条第 1 項第 2 号ロの環境省令で定める基準について、埋立地における「土地の地質と同じ」の考え方を同一の港湾としているが、同一の事業で行った埋立てであれば、近接する港湾であれば同一の港湾と同様の取り扱いを認めてもらいたい。	2	法第 18 条第 1 項第 2 号ロの環境省令で定める基準については、中央環境審議会答申において、「汚染が専ら埋立柱材由来の場合にあっては同一港湾内にあること」とされたことから、お示しした案が適当であると考えます。
法第 18 条第 1 項第 2 号イの環境省令で定める基準について、搬出元と搬出先の土地の汚染状態について、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準の適否だけでなく、濃度まで勘案して汚染の拡散を防止する必要があるのではないか。	1	法第 18 条第 1 項第 2 号イにおいて、「汚染の状況が同様である」としていることから、濃度の大小ではなく、特定有害物質の種類ごとに土壌溶出量基準又は土壌含有量基準への適合性について規定したものです。
法第 18 条第 1 項第 2 号に規定する運搬を行う場合は、搬出先の区域の土地の所有者等が処理受託者に相当し、管理票の回付を受け、返送の義務が生じるのか。	1	法第 20 条第 9 項に管理票に係る規定の読み替えが規定されています。
法第 18 条第 2 項の環境省令に定める要件のうち、土地の土壌の特定有害物質による汚染状態がもっぱら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものの要件中の「おそれがある土地で	1	汚染状態が人為等に由来するおそれがあると認められる土地において、土壌汚染状況調査の汚染のおそれの区分において、汚染のおそれがないと認められる土地を意味しています。

あっておそれがない土地」の意味が分からない。		
法第 18 条第 1 項第 2 号イの汚染の状況が同様であるとして環境省令で定める基準について示されているが、濃度は考慮する必要はないか。	1	3. (3) ①の要件を満たしていれば、濃度については考慮する必要はありません。
法第 18 条第 1 項第 2 号イの汚染の状況が同様であることを示すため、区域指定時の報告書の抜粋や計量証明書を添付させる必要があるか。	1	3. (2) ①一口にお示ししたとおり、自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況が (3) ①の要件に該当することを証する書類を添付する必要があります。

4. 経過措置

意見の概要	件数	意見に対する考え方
周知期間が十分でないため、法の円滑な施行のために、附則の経過措置の規定によって、諸届出義務等の発生時期を数か月程度遅らせるなど工夫することも検討していただきたい。例えば、法第 4 条第 1 項の届出については、改正法の施行後 30 日ではなくもっと長い日数を経過した日以降に土地の形質の変更に着手するものに適用するよう改める、また、法第 4 条第 2 項の提出に係る調査について、改正法の施行日以前に着手していたものについては、改正法の施行後ある一定期間、現行の土壤汚染対策法施行規則に基づく調査方法による調査結果の提出を認めるなど配慮いただきたい。	2	省令公布後、速やかに施行通知をお示するとともにガイドラインを改訂する予定です。また、自治体や事業者等向けの説明会を開催し、周知を図ってまいります。なお、法第 4 条第 1 項の届出に係る経過措置について、改正後の規則第 22 条ただし書の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から起算して 30 日を経過する日以後の土地の形質の変更に着手する者について適用することとし、法第 4 条第 2 項に係る調査結果の提出日が改正法の施行後である場合には、規則に基づいた土壤汚染状況調査方法であることが必要となります。
調査命令が改正法の施行前に発出されて、施行後に調査を行う場合、改正前の法の扱いでよいか。	2	御意見のとおりです。
改正法の施行前に報告された法第 4 条第 2 項は、改正後の規定に照らして不足があった場合、改正法の施行日以降に法第 4 条第 3 項の命令の対象となり得ることから、経過措置の対象とすべき。	1	法第 4 条第 2 項は、土地の形質の変更の届出に併せて、土壤汚染状況調査の結果を都道府県知事に提出することができる制度であり、当該土壤汚染状況調査は当該土地の形質の変更の届出時点が施行前であれば、従前の例によることが適当であると考えます。
法第 4 条第 1 項と同様に行方前の届出にあたる、法第 9 条の禁止の例外的確認関係（現行の土壤汚染対策法施行規則第 45 条、第 46 条）、法第 12 条第 1 項、法第	1	御意見を踏まえ、法第 12 条第 1 項に係る規定（第 48 条、第 49 条、第 50 条及び第 53 条）については経過措置の規定を設けることとします。なお、法第 16 条第 1

16 条第 1 項にかかる規則についても、何らかの経過措置を設けるべきと考えます。		項については、すでに法の附則にて経過措置を設けており、法第 9 条の禁止の例外規定については、日数の制限はないため、経過措置の規定は設けないこととしました。
法第 14 条の申請に係る土壤汚染状況調査の経過措置の起算日については、自主的な土壤汚染状況調査を着手した日か、終了した日か。着手した日であればヒアリング等の地歴調査を開始した日は指定調査機関から示されることとなり、自治体では確認できない。一方で、終了した日であれば、試料採取等調査を始めた日が施行の日をまたぐ場合に、追加の調査が必要となる場合がある。	1	法第 14 条申請については、申請日が基準となります。

5. その他の事項

意見の概要	件数	意見に対する考え方
基礎杭等を 10 m を超えて設置する場合における土地の形質の変更に係る深さは、今回の改正でどのように考えるのか。	2	土地の形質の変更の定義は現行と変更はありません。
今後公表予定のガイドラインについても案の段階で意見を募集してほしい。	1	ガイドラインについては、パブリックコメントの対象外となります。
規則の案と現行の土壤汚染対策法施行規則の新旧対照表を示していただきたい。	1	公布時にお示しいたします。
法第 6 条の要措置区域の指定に係る基準とされる、地下水汚染が到達する具体的な距離について、このたびの改正では、汚染の到達距離の算定に係るツール開発の検討もなされていたが、これまでの経過も含めて改めて考え方を示していただきたい。	1	施行通知にてお示しする予定です。なお、検討経緯については、第一次答申やそれに係る土壤制度小委員会における資料等を参考にしてください。

汚染土壌処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号）

1. 自然由来・埋立材由来基準不適合土壌の取扱い

（1）汚染土壌処理施設の種類の種類【処理業省令第 1 条関係】

意見の概要	件数	意見に対する考え方
自然由来等土壌構造物利用施設の「都道府県知事が認めたもの」とは、何をもちて認めたものとするのか。	1	都道府県知事が汚染土壌処理業の許可を行うことで、認めたことになるものと考えます。
自然由来等土壌構造物利用施設を廃止した後に、その施設として設けられた構造物に変更があった場合に把握できるよう、土地の形質の変更の届出を必ず提出することを規定するべきと考える。	1	自然由来等土壌構造物利用施設を廃止した後の土地は、形質変更時要届出区域に指定されるため、土地の形質の変更の際には法第 12 条第 1 項に基づく届出が必要となり、また、規則第 53 条第 1 号の規定により特定有害物質の飛散等を防止するために必要な措置を講ずることが求められます。
自然由来等土壌構造物利用施設について、「他の法令により維持管理を適切に行うことが定められているものに限る」とあるが、何を指すのか。	2	構造物を維持・管理するための管理者の設置や管理基準が法令で定められていることにより、自然由来等土壌の受入れを終了して当該汚染土壌処理業を廃止した後にも当該構造物の適切な維持管理がなされるものを想定しています。

（2）汚染土壌処理業の許可の申請【処理業省令第 2 条関係】

意見の概要	件数	意見に対する考え方
汚染土壌処理業許可申請書に添付する書類のうち、自然由来等土壌利用施設の地下水等の状況を明らかにする書類とは具体的にどのようなものか。また、自然由来等土壌利用施設の周辺の地下水等の測定方法については、周辺の自然由来等土壌や海水等の影響を受け、基準超過や測定値の変動が考えられるため、その評価方法を示してもらいたい。	3	自然由来等土壌利用施設に係る地下水の水質の測定方法及び地下水等の状況を明らかにする書類については、現行の埋立処理施設のものと同様です。具体的にはガイドラインにお示ししているとおりです。
汚染土壌処理業許可申請書に添付する書類について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の計算書類に合わせ、株主資本変動計算書と個別注記表も追加するべきではないか。	1	御意見については、今後の制度検討の際の参考とさせていただきます。
自然由来等土壌利用施設において、自然由来等土壌に土壌以外のものを混合する場合は土質改良を行う場合に該当するか。	1	（2）にお示ししたとおり、自然由来等土壌から異物除去、自然由来等土壌の含水率の調整又はほかの土壌との混合を土質改良としています。
異物除去とあるが、自然由来等土壌に含まれる異物とは何を想定しているのか。	1	異物除去とは、汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物の分別をいいます。自然由来等土壌に含まれる異物とは、

	例えば岩石が想定されます。
--	---------------

(3) 汚染土壌処理業の許可の申請書の記載事項【処理業省令第3条関係】

意見の概要	件数	意見に対する考え方
なし	0	

(4) 汚染土壌処理業の許可の基準【処理業省令第4条関係】

意見の概要	件数	意見に対する考え方
処理業省令第4条第2号ハ及び二の「経理的基礎を有すること」について、具体的な基準がないが、どのように判断すべきか。	1	「汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について」(環水大土発第100226001号環境省水・大気環境局土壌環境課長通知)において経理的基礎にかかる判断基準をお示ししています。
「汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について」(環水大土発第100226001号環境省水・大気環境局土壌環境課長通知)第1の2(4)②(へ)には「金銭債務の支払不能に陥った者、・・・報告徴収等の積極的な活用を通じて、経理的基礎の状況の把握に努める」とあるが、新規許可申請において、報告徴収を行うことは可能か。	1	汚染土壌処理業に係る報告徴収の対象は、法第54条第4項において、汚染土壌処理業者又は汚染土壌処理業者であった者とされており、まだ許可を受けていない者は法の報告徴収の対象とはなっていません。
汚染原因が人為由来であっても汚染の状態が自然由来のものと同程度であれば施設管理上問題がないと考えられるが、自然由来等土壌利用施設の許可基準について、自然由来等土壌に限定する必要があるのか。	1	自然由来等土壌利用施設の規定は、中央環境審議会において、自然由来等土壌の適正な管理の下での資源の有効利用としての観点から検討されたものであり、自然由来等土壌が対象となっています。

(5) 汚染土壌の処理に関する基準【処理業省令第5条関係】

意見の概要	件数	意見に対する考え方
浄化等済土壌であることを確認する調査について、汚染土壌の適正処理を評価、担保する仕組みが必要。指定調査機関、計量証明事業者等により行われることを条件とすべきではないか。	1	浄化等済土壌であることを確認する調査については、「土壌汚染対策法の改正等を踏まえた汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について」(平成29年12月27日付け環水大土発第1712272号環境省水・大気環境局土壌環境課長通知)第2の1②でお示ししているように、計量証明事業者が行うことが望ましいと考えます。
自然由来等土壌構造物利用施設では、都市計画道路や堤防などの大規模な公共構造物が想定されるが、自然由来等土壌由来の特定有害物質等による地下水汚染が生じた場合、処理施設の運転停止や当	1	自然由来等土壌構造物利用施設は、許可基準や処理基準を遵守する必要があります。この基準の中に、新たな地下水汚染を引き起こさないという項目があるため、自然由来等土壌構造物利用施設の運用にお

該汚染土壌の回収等はあまりにリスクが高く、非現実的と言わざるを得ない。定期的に地下水モニタリングの実施等の対応を希望する。		いて自然由来等土壌による地下水汚染が生ずることが想定される場合は許可されないものと考えます。
---	--	--

(6) 届出を要する汚染土壌処理業に係る変更【処理業省令第10条関係】

意見の概要	件数	意見に対する考え方
なし	0	

(7) 許可の取消し等の場合の措置義務【処理業省令第13条関係】

意見の概要	件数	意見に対する考え方
自然由来等土壌構造物利用施設を廃止した後の土地の利用についてはどのような取り扱いになるのか。また、廃止した後に変更があった場合であっても法の中で管理できるよう規定されるべきである。	2	自然由来等土壌構造物利用施設を廃止した後の土地は、形質変更時要届出区域に指定されるため、土地の形質の変更の際には法第12条第1項に基づく届出が必要となり、また、規則第53条第1号の規定により特定有害物質の飛散等を防止するために必要な措置を講ずることが求められます。
自然由来等土壌構造物利用施設の廃止時の措置として、表面を土砂で50センチメートル以上覆うこととあるが、土砂と土壌の違いは何か。	1	土砂とは、土と砂を意味するものであり、地表面を構成する土壌とは区別して使用しています。
埋立処理施設廃止時の土壌汚染状況調査については、汚染があることが明確であるため必要なく、ボーリングを行うことなく自動的に区域指定されるべきと考えられる。	1	御意見については、今後の制度検討の際の参考とさせていただきます。

(8) 汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受の承認の申請【処理業省令第14条関係】

意見の概要	件数	意見に対する考え方
汚染土壌処理施設の廃止の後に当該施設の管理に係る譲渡譲受の制度を設けるべきである。	1	廃止された自然由来等土壌利用施設について、法において譲渡譲受に係る規制を設ける必要はないと考えます。

(9) 汚染土壌処理業に係る法人の合併又は分割の承認の申請【処理業省令第15条関係】

意見の概要	件数	意見に対する考え方
なし	0	

(10) 汚染土壌処理業に係る相続の承認の申請【処理業省令第16条関係】

意見の概要	件数	意見に対する考え方
なし	0	

(11) その他の事項

意見の概要	件数	意見に対する考え方
法第 27 条の 5 について、必要な書類、協議の方法、協議成立の条件を省令で定めるべき。	1	国等が行う汚染土壌の処理の事業についての協議による許可みなし規定については、政令により技術的読み替えが定められています。必要な書類については、許可申請の際に必要なものに準じるものとして、省令で定めます。
法第 27 条の 5 の「国又は地方公共団体が行う汚染土壌の処理の事業」の定義には、再開発組合や都市再生機構等で行う面整備において、事業完了後に国等に移管する土地で行う汚染土壌処理事業は含まれるか。	1	法第 27 条の 5 の特例については、「国又は地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局を含む。）」が行う汚染土壌の処理の事業が対象となっており、御意見に含まれるような組合等は含まれません。

土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成 14 年環境省令第 23 号）

1. 指定調査機関の技術的能力

(1) 業務規程の記載事項【指定省令第 19 条関係】

意見の概要	件数	意見に対する考え方
指定調査機関「等」省令で業務規程に追加する項目について、技術管理者による他の者の監督とはどの範囲の役割が求められるのか。別会社の試料採取者や分析者についてもその場で監督行為が求められるのか。	1	法第 34 条において、「指定調査機関は、土壌汚染状況調査等を行うときは、技術管理者に当該土壌汚染状況調査等に従事する他の者の監督をさせなければならない。」とされており、具体的には調査全体の指揮、調査結果の確認・判断、報告書の内容の確認等を通じた監督を行うことが想定されます。技術管理者は、必ずしも土壌汚染状況調査等の全ての工程に立ち会う必要はないと考えますが、土壌汚染状況調査等の技術上の管理を行う上で必要な事項を業務規程に定めていただく必要があります。

(2) 経過措置

意見の概要	件数	意見に対する考え方
なし	0	

(3) その他の事項

意見の概要	件数	意見に対する考え方
なし	0	